

池田町第4期障がい者福祉計画

～やさしさあふれる「福祉のまち・池田町」の実現をめざして～

(素案)

平成27年3月

池田町

目 次

第1章	計画策定にあたって	1
1	計画策定の背景	2
2	計画の法的根拠と位置づけ	4
3	計画の期間および対象	6
4	政府の動向を踏まえた計画のポイント	6
第2章	障がい者を取り巻く現状	9
1	池田町の障がい者を取り巻く状況	10
2	ヒアリング調査結果	28
3	第3次池田町障がい者計画の推進状況	30
第3章	基本的な考え方	37
1	計画の基本理念	38
2	計画の基本目標	39
3	施策体系	40
第4章	計画の基本目標と施策の方向	43
1	やさしいまちづくりの推進	44
2	社会参加の促進	49
3	地域生活支援体制の構築	56
4	障がいの予防と早期療育の充実	59
5	安全・安心に向けた取り組みの推進	62
第5章	障がい福祉サービス等の実施目標	65
1	障がい福祉サービスの体系	66
2	平成29年度の目標値	68
3	障がい福祉サービスの実施目標	70
4	地域生活支援事業の実施目標	73
5	児童福祉法に基づくサービス	80
第6章	計画の推進体制	81
1	連携体制の強化	82
2	地域ネットワークの強化	82
3	県及び周辺自治体との連携	83
4	行政職員の資質向上	83
5	財源の確保	83
6	計画の評価・点検（PDCAサイクルの確立）	83
資料編		85

■「障がい者」に関する表記について

本町において、平成 24 年 3 月に策定した「池田町障害者福祉計画」まで「障害者」と表記してきましたが、近年、「障害」の「害」という字は、マイナスのイメージが強く、「人」という意味を表す「者」の前に使用することを避けることが潮流となりつつあります。

このような流れを受け、本計画策定においても「障害者」を「障がい者」、「障がいのある人」と表記することを基本とします。

（漢字表記を変更しないもの）

- ①条例、規則等
- ②法令、条例等に規定されている用語、名称等
- ③団体、機関等の固有名称

※漢字表記が求められるものについては、極力、「」をつけるなど、配慮します。

第 1 章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景

(1) 計画策定の背景

政府は、平成 21 年に「障がい者制度改革推進本部」を設置し、「障害者権利条約」の締結のために必要な国内法の整備等、障がいのある人に対する各種制度に関して、検討を進めてきました。

その過程において、平成 23 年 8 月に「障害者基本法の一部を改正する法律」が施行されました。この一部改正のなかでは、「自立」という表現に代わり、「基本的人権を享有する個人としての尊重」と明記されるといった、目的規定の見直しや障がいのある人の定義の見直し、社会的な障壁を取り除くための配慮を行政などに求める内容が盛り込まれました。

平成 24 年 6 月に成立した「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下、「障害者総合支援法」という。）には、「障害者基本法の一部改正」を踏まえた基本理念として「共生社会の実現のための社会参加の機会の確保及び地域社会における共生、社会的障壁の除去」が掲げられています。また、障がい者施策の検討などへの、障がいのある人やその家族などの当事者参画が強調されるなど、「障がいのある人の個人の尊重」という視点がより強化されています。

平成 25 年 6 月には、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（以下、「障害者差別解消法」という。）が成立しており、行政機関等については、「社会的障壁の除去」を障がい者や家族から求められた場合に「合理的配慮」をすることを義務付けることが示されています。

こうした国内法の整備を踏まえ、「障害者の権利に関する条約」の批准書が国連に寄託され、平成 26 年 2 月 19 日に我が国において効力が発生しました。

岐阜県においては、平成 7 年に「岐阜県障害者基本計画」を策定し、平成 17 年に「障がいのある人も安心して暮らせる人にやさしい岐阜県づくり」を基本目標とする、「岐阜県障がい者支援プラン」として改定しました。その後、様々な制度改正等を踏まえ、平成 22 年に「第 2 期岐阜県障がい者支援プラン」を策定し、市町村との連携を図りながら、障がい者施策を進めてきました。

本町では、平成 14 年 3 月に、“だれもが安心して暮らせる社会”を目指して、障がい福祉の方向性を定めた「池田町障害者福祉計画」（平成 14～18 年度：第 1 期）を策定しました。その後、平成 18 年 3 月に、障がい福祉サービスの事業量や提供体制等を定めた「池田町障害福祉計画」（平成 18～20 年度：第 1 期）を、平成 21 年 3 月に「池田町障害福祉計画」（平成 21～23 年度：第 2 期）を策定しました。さらに、平成 24 年 3 月には「池田町障害者福祉計画」（第 2 期）と「池田町障害福祉計画」（第 2 期）それぞれの期間終了に伴い、「障害者計画」と「障害福祉計画」を一体的に整理した「池田町障害者福祉計画」（平成 24 年～26 年度：第 3 期）を策定し、変化する経済・社会環境や制度改正等に対応しつつ、様々な事業の推進に努めてきました。

■制度・計画の変遷

年度	政府の主な流れ	内 容	本町の計画
H14 ～	平成 15 年 「障害者基本計画」 重点施策実施 5か年計画	平成 15 年 4 月から支援費制度の導入 →居宅介護サービスの利用の増加 →障がい種別ごとのサービス提供 等	池田町障害者福祉計画 (平成 14 ～ 18 年度 第 1 期)
H18	「障害者自立支援法」 施行	自立支援法に基づく新体系サービスへの移行が始まる。 応益負担によるサービス料の一部自己負担となる。	(平成 18 ～ 20 年度 第 1 期) 障害福祉計画
H19	「教育基本法」改正	特別支援教育が始まる。	
H19	「障害者の権利条約」署名	障がい者の権利条約の締結に向けた取り組みが始まる。	
H20	児童福祉法改正	障がい児が児童福祉法に位置づけられる。	(平成 21 ～ 23 年度 第 2 期) 障害福祉計画
H21	障がい者制度改革	「障がい者制度改革推進会議」の開催	
H22	「障害者自立支援法」一部 改正	利用者負担の見直し、障がい者の範囲の見直し、相談支援の充実、障がい児支援の強化等。	
H23	「障害者虐待防止法」成立	障がい者に対する虐待の禁止、国等の責務を定めた法律が成立。	(平成 24 ～ 26 年度 第 3 期) 池田町障害者福祉計画
H23	「障害者基本法」 一部改正	目的規定や障がい者の定義などを見直した改正法が成立。	
H24	「障害者優先調達法」 成立	国や地方自治体、独立行政法人などの公機関が、物品やサービスを調達する際、障がい者就労施設等から優先的・積極的に購入することを定める。	
H25	「障害者総合支援法」 成立	「障害者基本法」の一部改正を踏まえた基本理念や、障がい者の範囲の拡大などが定められる。	
H25	「障害者差別解消法」 成立	差別を解消するための合理的配慮の不提供の禁止などが定められる。	
H26	「障害者権利条約」批准	「障害者の権利に関する条約」の批准書を国際連合事務総長に寄託し、平成 26 年 2 月 19 日より国内において効力が生じている。	

(2) 計画策定の趣旨

障がい者に関連する各種制度・法律等は近年大きく変化しており、障がいのある人とその家族を取りまく環境は、わが国全体で大きな転換点を迎えています。

そのため、本町においてもこのような動向を踏まえつつ、平成24年3月に策定した「池田町（第3期）障害者福祉計画」の見直しを行い、本町における障がい保健福祉施策の計画的な推進を図ることを目的として、本計画を策定します。

2 計画の法的根拠と位置づけ

(1) 計画の法的根拠と性格

障がい者計画は、「障害者基本法」に基づく「障がい者のための施策に関する基本的な計画」であり、障がい福祉計画は「障害者総合支援法」に基づく「障がい福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画」です。

本町の障がい者施策は「池田町障がい者計画」において障がい者施策全般の方向性を決め、「池田町障がい福祉計画」においてサービスの拡充と提供における具体的な方策を示します。

■市町村「障害者計画」の法的根拠

障害者基本法

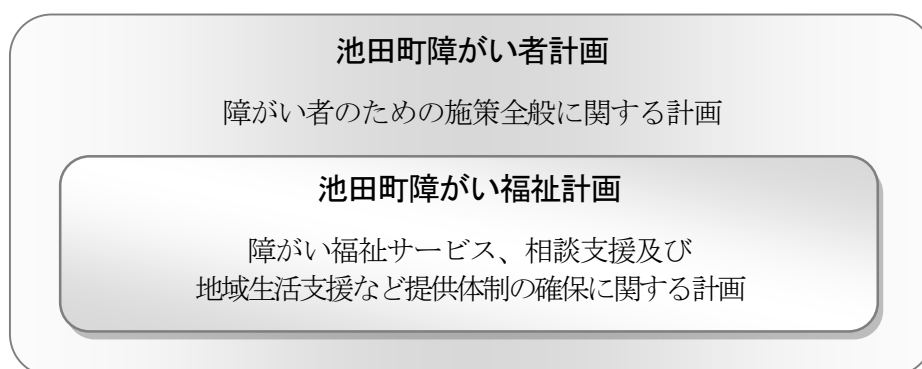
第11条第3項 市町村は、「障害者基本計画」及び都道府県「障害者計画」を基本とするとともに、地方自治法（昭和22年法律第67号）第2条第4項の基本構想に即し、かつ、当該市町村における障がい者の状況等を踏まえ、当該市町村における障がい者のための施策に関する基本的な計画（以下市町村「障害者計画」という。）を策定しなければならない。

■市町村「障害福祉計画」の法的根拠

障害者総合支援法

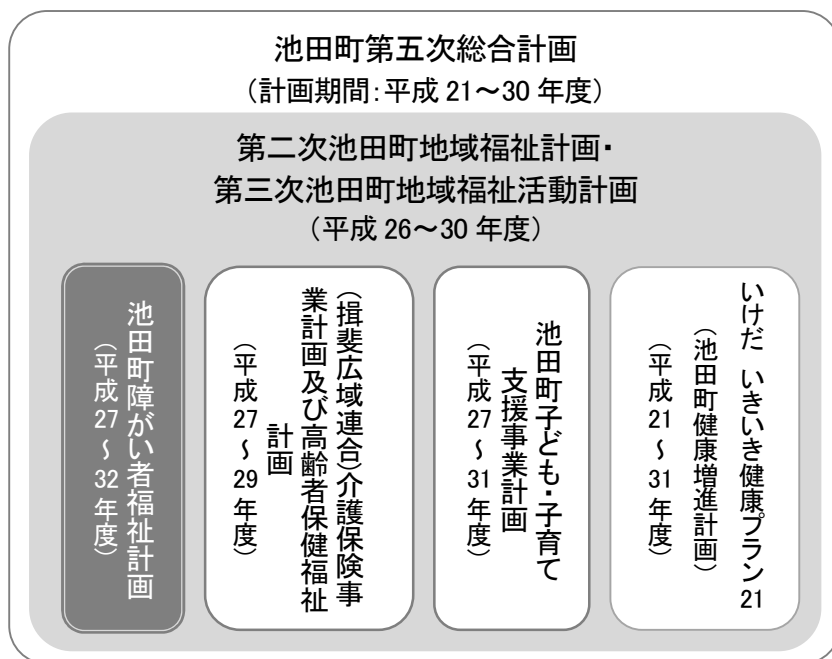
第88条 市町村は、基本指針に即して、障がい福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画（以下市町村「障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

■「障がい者計画」と「障がい福祉計画」との関係



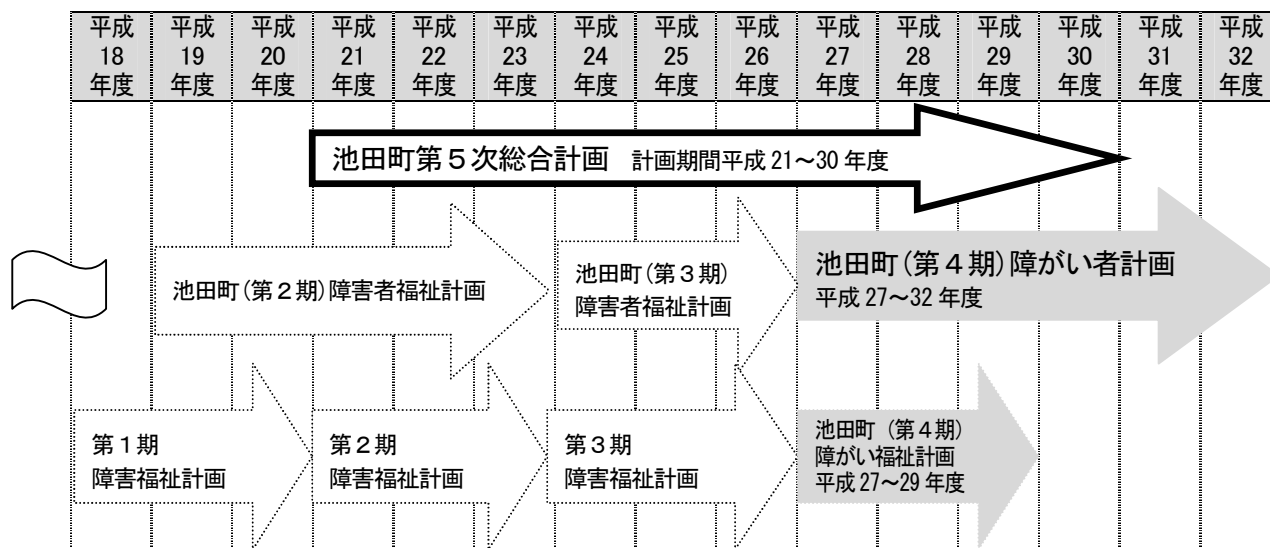
(2) 計画の位置づけ

本計画は、「池田町第五次総合計画」を上位計画として、関連する「第二次池田町地域福祉計画・第三次池田町地域福祉活動計画」「いけだ いきいき健康プラン 21」（池田町健康増進計画）「介護保険事業計画及び高齢者保健福祉計画」「池田町子ども・子育て支援事業計画」といった、本町における保健、福祉等に関連する他の計画との整合性を保ちながら策定するものです。



3 計画の期間および対象

本計画における障がい者計画についての計画期間は、平成 27 年度から平成 32 年度までの 6 年間とし、障がい福祉計画についての計画期間は平成 27 年度から平成 29 年度までの 3 年間とします。ただし、経済・社会情勢の変化が著しいことから、計画期間内において適切な進捗管理を行い、必要に応じて計画の見直しを行うこととします。



4 政府の動向を踏まえた計画のポイント

(1) 政府の「障害者基本計画」(第 3 次)のポイント

政府において、「障害者基本法」に基づき、平成 25 年 9 月、平成 25 年度から平成 29 年度までの概ね 5 年間に講ずべき障がい者施策の基本的方向について定めた「障害者基本計画」(第 3 次)が策定されました。以下のポイントに示される基本的な考え方や新規施策を踏まえ、本町における計画を策定します。

■「障害者基本計画」(第 3 次)のポイント

障害者施策の基本原則等の見直し

「障害者基本法」改正(平成 23 年)を踏まえ施策の基本原則を見直し(①地域社会における共生等、②差別の禁止、③国際的協調)また、施策の横断的視点として、障がい者の自己決定の尊重を明記

施策分野の新設

「障害者基本法」改正、「障害者差別解消法」の制定(平成 25 年)等を踏まえ、以下の 3 つの分野を新設。

①安全・安心

防災、東日本大震災からの復興、防犯、消費者保護等

②差別の解消及び権利擁護の推進

障がい者を理由とする差別の解消の推進、障がい者虐待の防止等

③行政サービス等における配慮

選挙等及び司法手続等における配慮等

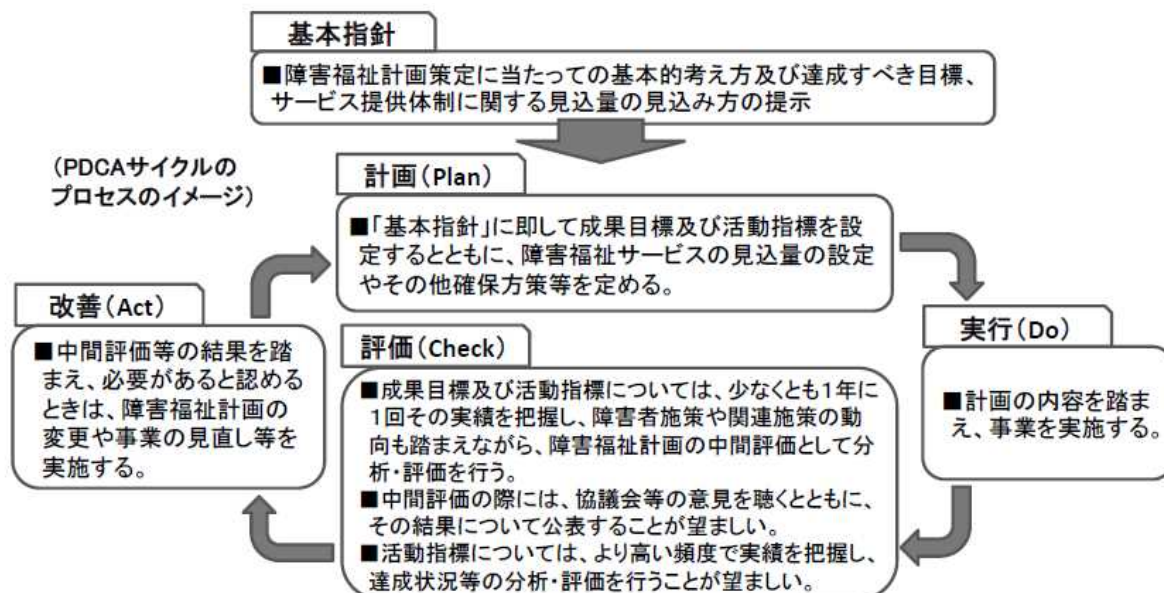
(2)「第4期障害福祉計画」策定に係る政府の基本指針

政府の「第4期障害福祉計画」の基本指針において、新たに盛り込まれた事項、または拡充された事項は次のとおりです。本町においても、特に「障がい福祉計画」部分において、基本指針を反映させていく必要があります。

■障害福祉計画の基本指針のポイント

計画の作成プロセス等に関する事項

「障害者総合支援法」において、PDCAサイクルに沿って障がい福祉計画を見直すことが規定されたことを受け、第4期の市町村障がい福祉計画においても、計画の中でのPDCAサイクルの明示、それに伴う指標の精査等を行うことになっています。



成果目標に関する事項

- ・福祉施設から地域生活への移行促進【継続】
- ・精神科病院から地域生活への移行促進【成果目標の変更】
- ・地域生活支援拠点等の整備【新規】
- ・福祉施設から一般就労への移行促進【整理・拡充】

その他の事項

- ・障がい児支援体制の整備【新規】
- ・計画相談の連携強化、研修、虐待防止等

第2章 障がい者を取り巻く現状

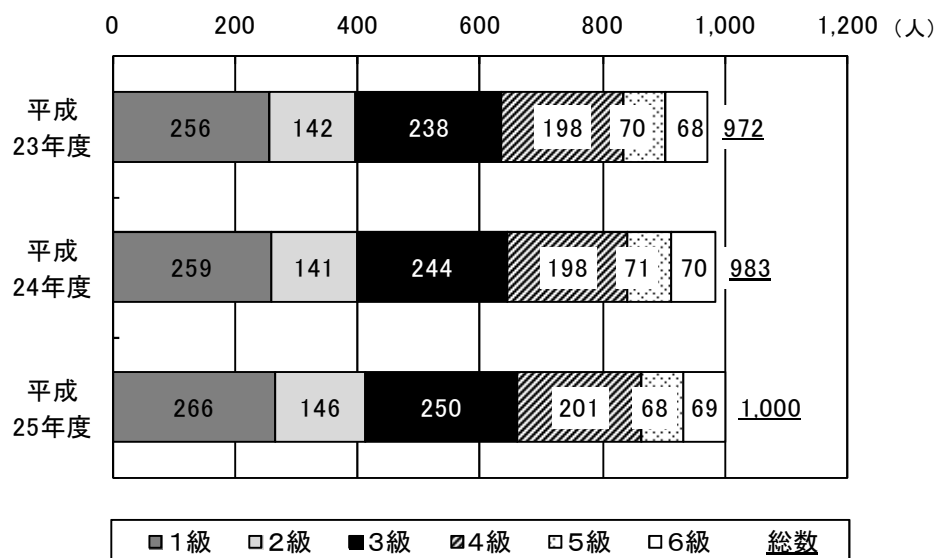
1 池田町の障がい者を取り巻く状況

(1) 各手帳所持者数の推移

①「身体障害者手帳」所持者の推移

本町の「身体障害者手帳」所持者数は平成 23 年度から平成 25 年度までの 3 年間で増加傾向にあります。障がい種類別の「身体障害者手帳」所持者数の推移をみると、音声・言語障がい、視覚障がい、聴覚・平衡障がい、内部障がいではほぼ横ばいですが、肢体不自由では増加傾向にあります。

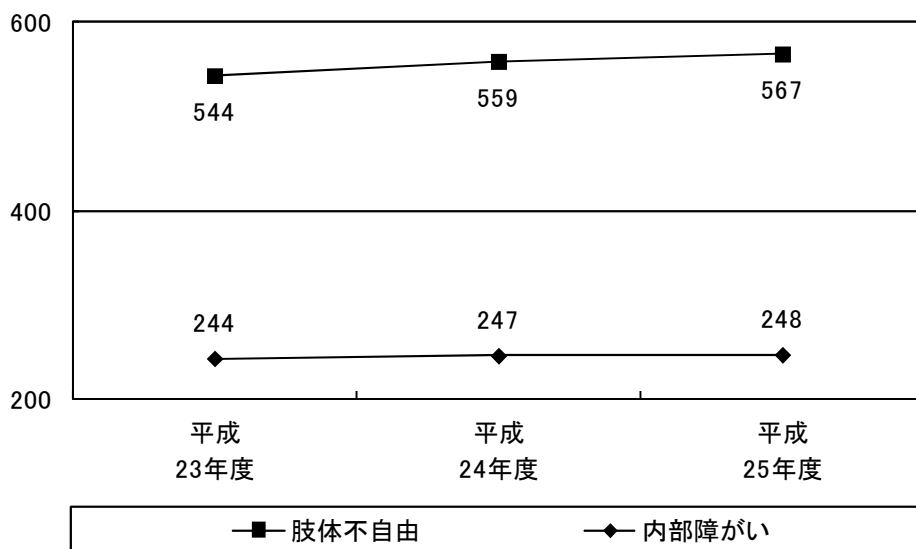
■「身体障害者手帳」所持者数の推移



資料：町健康福祉課(各年度末現在)

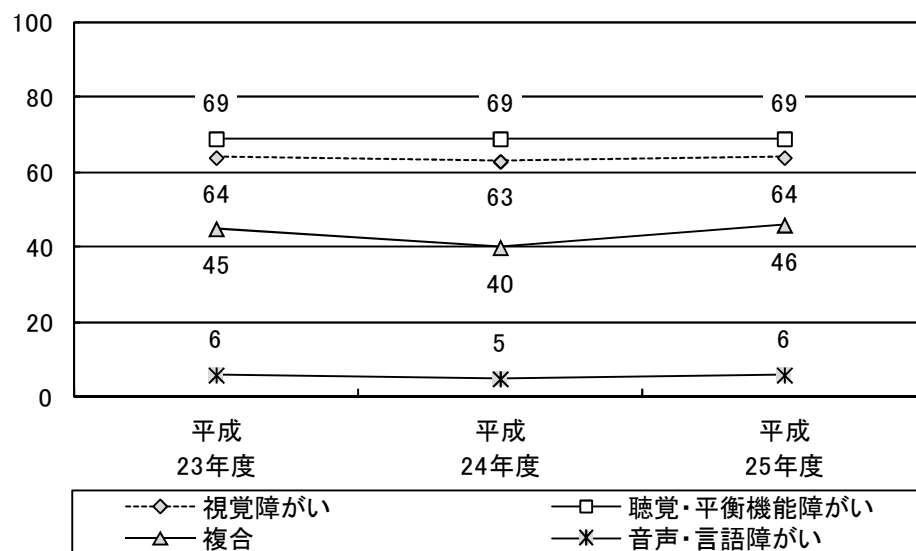
■障がい種類別「身体障害者手帳」所持者数の推移

(人)



資料：町健康福祉課(各年度末現在)

(人)

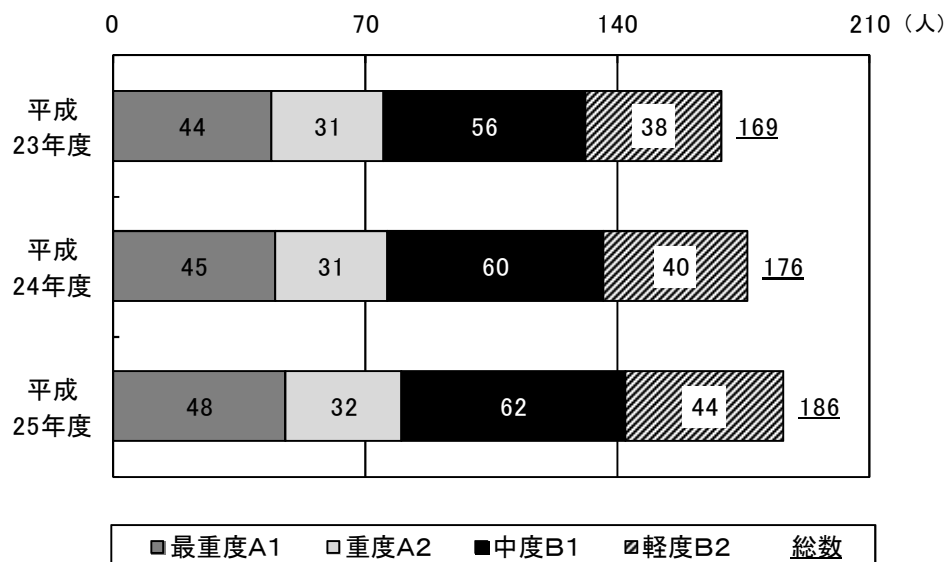


資料：町健康福祉課(各年度末現在)

②療育手帳所持者数の推移

本町の療育手帳所持者数は、平成 23 年度から平成 25 年度までの 3 年間で増加傾向にあります。

■療育手帳所持者数の推移

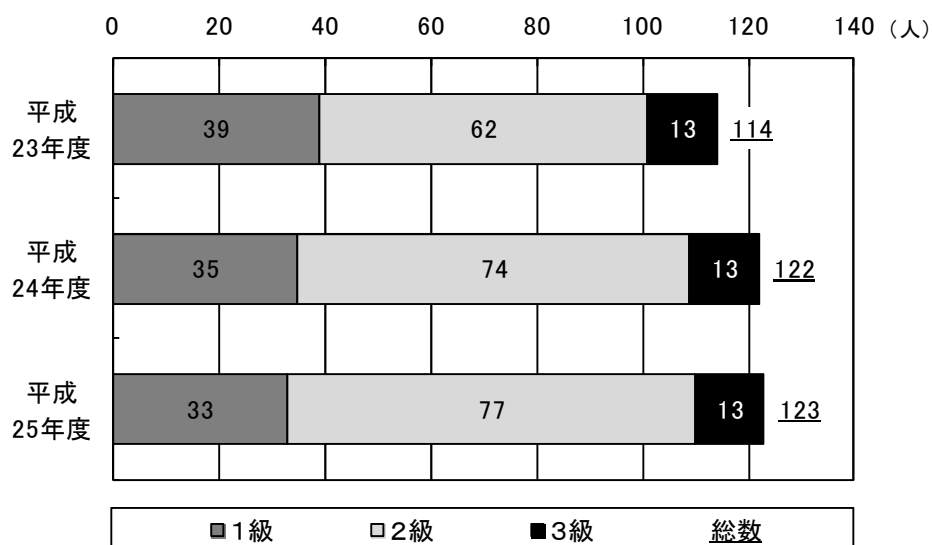


資料：町健康福祉課（各年度末現在）

③精神障がい者保健福祉手帳所持者数の推移

本町の精神障がい者保健福祉手帳所持者数は平成 23 年度から平成 25 年度までの 3 年間で約 1.1 倍となり、やや増加しています。その中でも、2 級所持者の割合が約 1.25 倍増えています。

■精神障がい者保健福祉手帳所持者数の推移

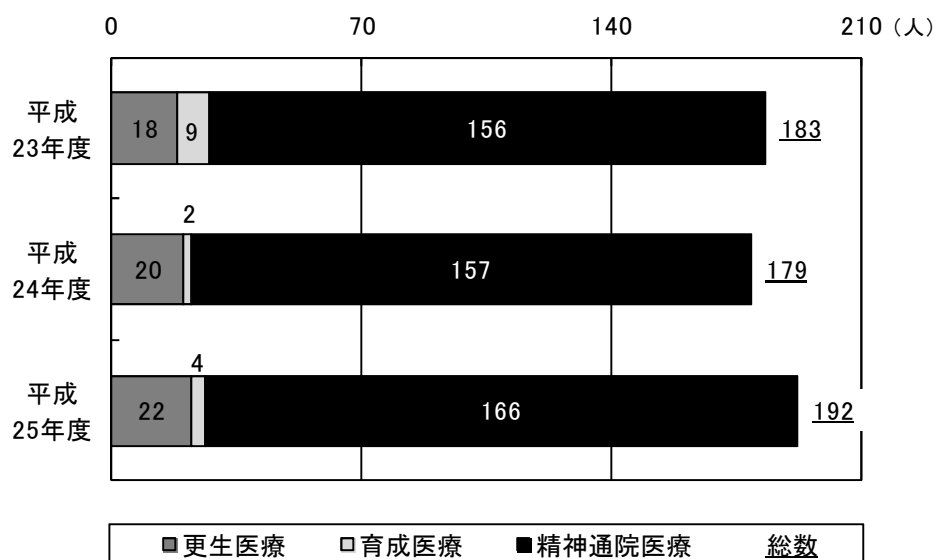


資料：町健康福祉課（各年度末現在）

④自立支援医療受給者の推移

精神障がい者保健福祉手帳所持者数とあわせて、精神障がいなどにかかる病気の治療にかかった医療費を助成する自立支援医療受給者数も平成 23 年度から平成 25 年度にかけて、増加傾向にあります。

■自立支援医療（精神通院医療）受給者数の推移

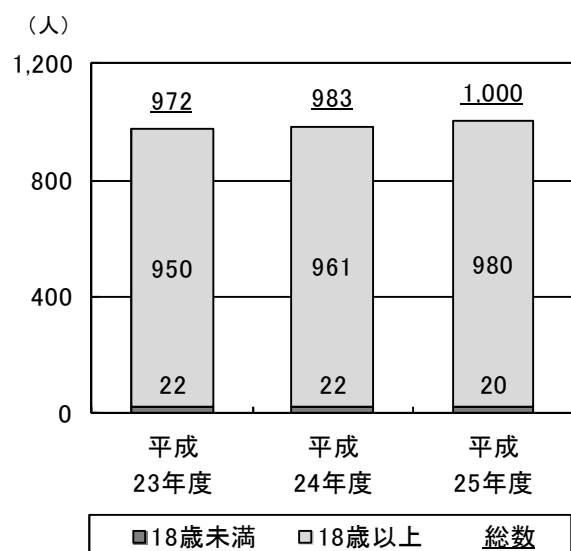


資料：町健康福祉課（各年度末現在）

⑤各年代別の手帳所持者数の推移

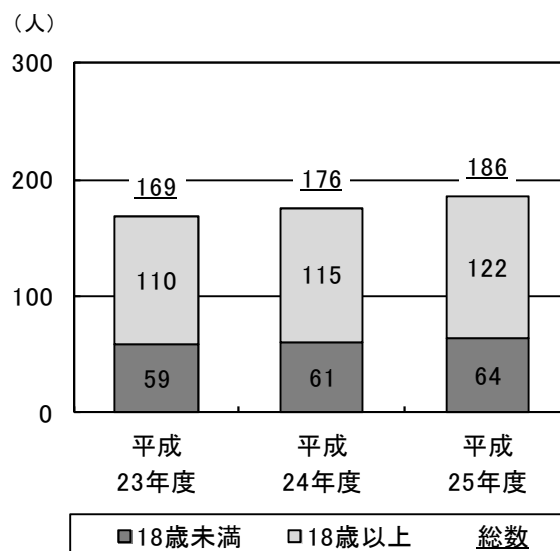
本町の各手帳所持者数を年齢別にみると、療育手帳所持者については、18 歳未満が約 3 分の 1 を占めています。

■「身体障害者手帳」



資料：町健康福祉課（各年度末現在）

■「療育手帳」



資料：町健康福祉課（各年度末現在）

■年齢別手帳所持者数の推移

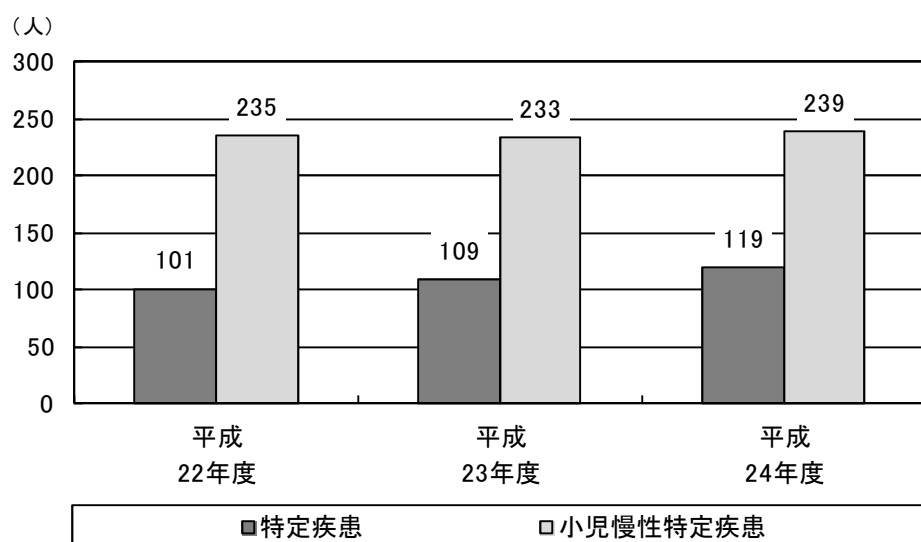
区分		平成 23 年		平成 24 年		平成 25 年	
		人数（人）	割合（％）	人数（人）	割合（％）	人数（人）	割合（％）
「身体障害者手帳」	18 歳未満	22	2.3	22	2.2	20	2.0
	18 歳以上	950	97.7	961	97.8	980	98.0
	合計	972	100.0	983	100.0	1,000	100.0
療育手帳	18 歳未満	59	27.0	61	34.7	64	34.4
	18 歳以上	160	73.0	115	65.3	122	65.6
	合計	219	100.0	176	100.0	186	100.0
精神障がい者保健福祉手帳	18 歳未満	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	18 歳以上	114	100.0	122	100.0	123	100.0
	合計	114	100.0	122	100.0	123	100.0

資料：町健康福祉課（各年度末現在）

(2) 難病患者の状況

本町の特定疾患認定患者数は平成 22 年度から平成 24 年度にかけて、増加傾向です。平成 25 年 4 月 1 日から「障害者総合支援法」が施行され、障がい者の範囲に「難病」等が追加されたことにより、特定疾患認定患者が障がい福祉サービスの利用対象となっています。

■特定疾患患者数の推移



資料：町健康福祉課（各年 4 月 1 日現在）

本町における疾病別、特定疾患医療給付者数は以下の通りです。

■特定疾患医療給付者数

(人)

疾病名	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
ベーチェット病	1	1	1
多発性硬化症	1	1	1
重症筋無力症	2	3	2
全身性エリテマトーデス	8	8	9
スモン	－	1	1
再生不良性貧血	4	2	1
サルコイドーシス	5	6	6
筋萎縮性側索硬化症	1	1	2
強皮症・皮膚筋炎及び多発性筋炎	14	13	10
特発性血小板減少性紫斑病	3	4	6
結節性動脈周囲炎	1	1	1
潰瘍性大腸炎	11	13	18
大動脈炎症候群	－	－	－
ビュルガー病	－	－	－

疾病名	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
天疱瘡	－	－	1
脊髄小脳変性症	3	3	2
クローン病	3	3	3
難治性の肝炎のうち劇症肝炎	－	－	－
悪性関節リウマチ	－	－	－
パーキンソン病関連疾患	17	13	7
アミロイドーシス	－	－	－
後縦靱帯骨化症	7	12	0
ハンチントン病	－	－	－
モヤモヤ病（ウィルス動脈輪閉塞症）	1	3	2
ウェゲナー肉芽腫症	1	－	－
特発性拡張型（うっ血型）心筋症	3	3	1
多系統萎縮症	1	－	－
表皮水疱症（接合部型及び栄養障害型）	－	－	－
膿 疱 性 乾 癬	－	－	－
広範脊柱管狭窄症	1	2	2
原発性胆汁性肝硬変	2	2	4
重症急性膵炎	1	－	－
特発性大腿骨頭壊死症	4	4	4
混合性結合組織病	1	1	2
原発性免疫不全症候群	－	－	－
特発性間質性肺炎	1	3	3
網膜色素変性症	1	1	1
プリオン病	－	－	－
肺動脈性肺高血圧症	－	－	1
神経線維腫症	－	－	－
亜急性硬化性全脳炎	－	－	－
バット・キアリ症候群	－	－	－
特発性慢性杯血栓塞栓症（肺高血圧型）	－	－	－
ライソゾーム病（ファブリー [Fabry] 病含む）	－	－	－
副腎白質ジストロフィー	－	－	－
家族性高コレステロール血症（ホモ接合体）	－	－	－
脊髄性筋萎縮症	－	－	2
球脊髄性筋萎縮症	1	1	1
慢性炎症性脱髄性多発神経炎	1	1	1
肥大型心筋症	－	1	1
拘束型心筋症	－	－	－
ミトコンドリア病	－	－	－

疾病名	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
リンパ脈管筋腫症（LAM）	-	-	-
重症多形滲出性紅斑（急性期）	-	-	-
黄色靱帯骨化症	-	-	1
PRL分泌異常症	-	-	-
ゴナドトロピン分泌異常症	-	-	-
ADH分泌異常症	-	-	-
下垂体性TSH分泌異常症	-	-	-
クッシング病	-	-	-
先端巨大症	1	1	1
下垂体機能低下症	-	1	1

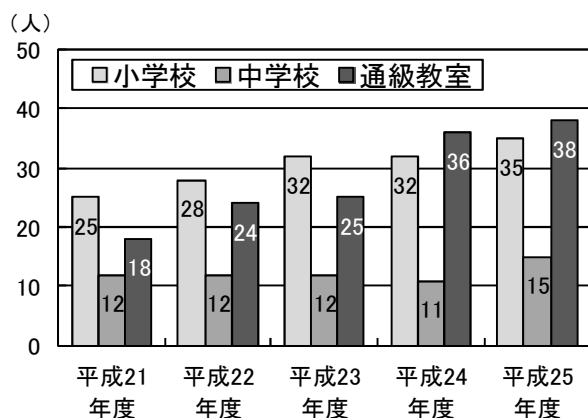
(3)障がいのある児童生徒の現状

①児童生徒数の推移

平成 21 年度から平成 25 年度にかけて、町立の小中学校に通う特別支援学級の児童生徒数は、小学校、中学校ともに増加しており、特に小学校で伸び率が大きくなっています。また、小・中学校の通常の学級で専門的な指導を受ける通級教室に通う児童生徒も大きく増加しています。

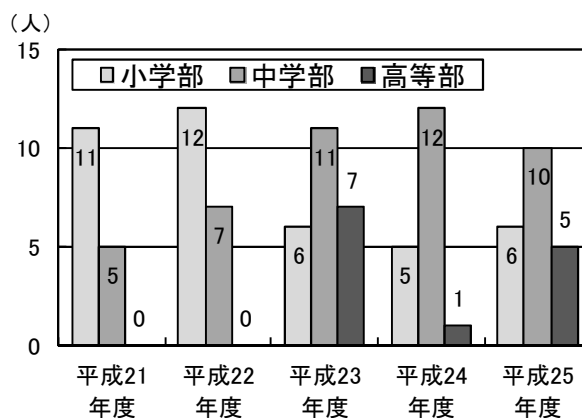
平成 21 年度から平成 25 年度にかけて、特別支援学校に通う本町在住の児童生徒数は、小学部で約半減、中学部で倍増、高等部で、0 人から 5 人に増加しています。

■特別支援学級の在籍者数の推移



資料：町健康福祉課（各年度末現在）

■特別支援学校の在籍者数

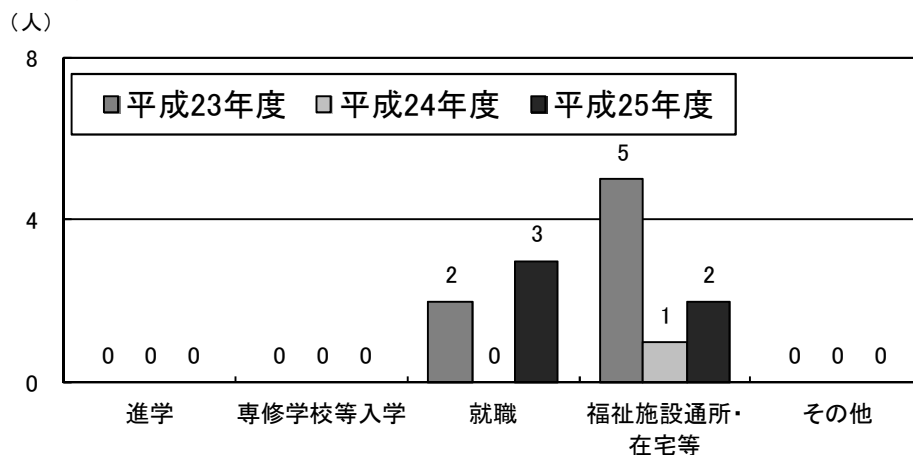


資料：町健康福祉課（各年度末現在）

②生徒の進路の状況

特別支援学校卒業生の進路については、一般企業への就職が平成 23 年度に 2 人、平成 25 年度に 3 人となっています。福祉施設通所・在宅等が平成 23 年度に 5 人、平成 24 年度に 1 人、平成 25 年度に 2 人となっています。

■特別支援学校卒業生の進路状況



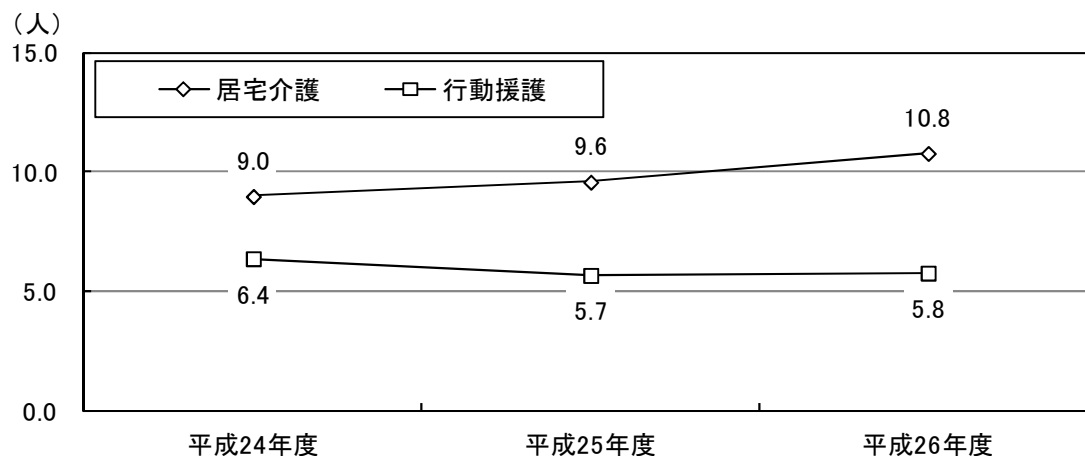
資料：町健康福祉課(各年度末)

(4) 障がい福祉サービスの状況

①訪問系サービスの利用状況

訪問系サービスでは、居宅介護は微増で、行動援護は微減です。その他の訪問系サービスの利用はほとんどありません。

■訪問系サービスの利用状況



※資料：町健康福祉課。平成24年度から平成25年度は年間平均値。平成26年度は9月までの半年間の平均値。

■見込量と実績値の比較

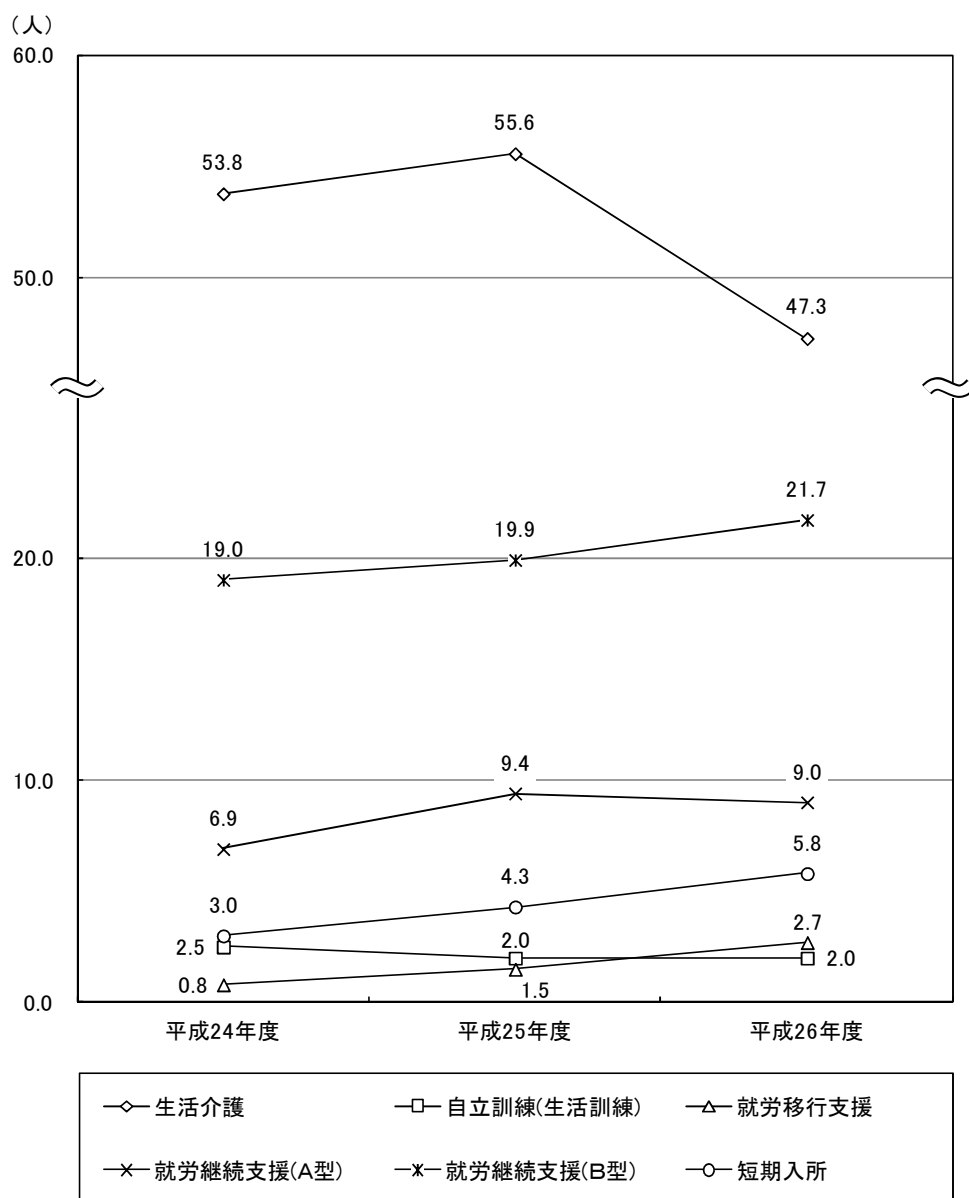
サービス種別	単位		平成24年度	平成25年度	平成26年度
居宅介護	実績値	人/月	9.0	9.6	10.8
		時間/月	183.8	168.0	163.8
	計画値	人/月	12.0	12.0	13.0
		時間/月	167.0	175.0	184.0
重度訪問介護	実績値	人/月	0.0	0.0	0.0
		時間/月	0.0	0.0	0.0
	計画値	人/月	0.0	0.0	0.0
		時間/月	0.0	0.0	0.0
同行援護	実績値	人/月	0.0	0.0	0.0
		時間/月	0.0	0.0	0.0
	計画値	人/月	0.0	0.0	0.0
		時間/月	0.0	0.0	0.0
行動援護	実績値	人/月	6.4	5.7	5.8
		時間/月	135.6	142.0	148.3
	計画値	人/月	9.0	9.0	10.0
		時間/月	44.0	46.0	48.0
重度障害者等包括支援	実績値	人/月	0.0	0.0	0.0
		時間/月	0.0	0.0	0.0
	計画値	人/月	0.0	0.0	1.0
		時間/月	0.0	0.0	48.0

※資料：町健康福祉課。平成24年度から平成25年度は年間平均値。平成26年度は9月までの半年間の平均値。

②日中活動系サービスの利用状況

平成 24 年度から平成 26 年度にかけての日中活動系サービスの利用状況をみると、「生活介護」の利用者数が最も多く、「自立訓練(機能訓練)」「療養介護」のサービス利用者はいませんでした。また、「生活介護」「自立訓練(生活訓練)」の利用者数が微減で、それ以外のサービスにおいてはすべてのサービス利用者数が増加しています。

■日中活動系サービスの利用状況



資料：町健康福祉課。平成 24 年度から平成 25 年度は年間の平均値。平成 26 年度は 9 月までの半年間の平均値。

■見込量と実績値の比較

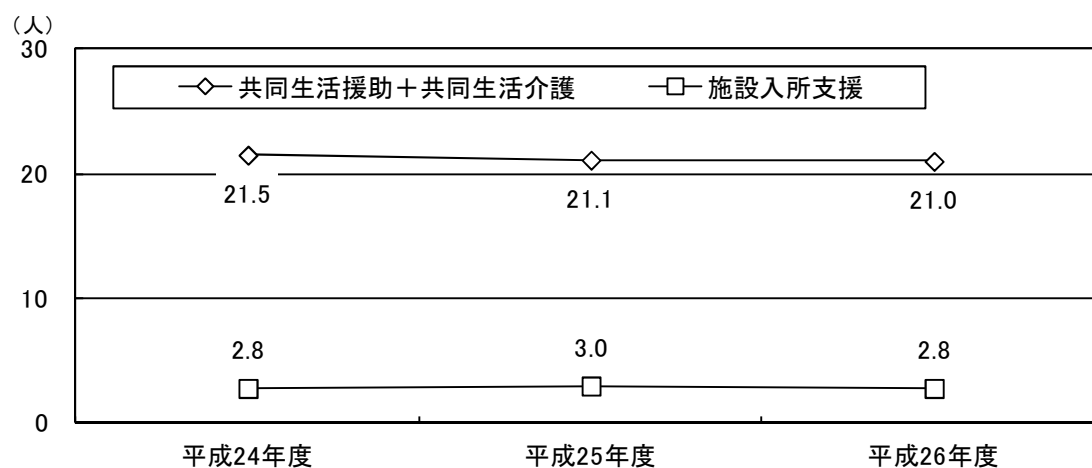
サービス種別	単位		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
生活介護	実績値	人/月	53.8	55.6	47.3
		人日/月	923.7	944.8	975.3
	見込値	人/月	40.0	42.0	44.0
		人日/月	676.0	709.0	745.0
自立訓練(機能訓練)	実績値	人/月	0.0	0.0	0.0
		人日/月	0.0	0.0	0.0
	見込値	人/月	0.0	0.0	0.0
		人日/月	0.0	0.0	0.0
自立訓練(生活訓練)	実績値	人/月	2.5	2.0	2.0
		人日/月	71.4	52.1	53.3
	見込値	人/月	1.0	2.0	2.0
		人日/月	7.0	15.0	16.0
就労移行支援	実績値	人/月	0.8	2.5	1.7
		人日/月	17.9	39.3	28.3
	見込値	人/月	1.0	3.0	5.0
		人日/月	29.0	84.0	144.0
就労継続支援 A 型	実績値	人/月	6.9	9.4	9.0
		人日/月	132.6	203.3	168.5
	見込値	人/月	10.0	15.0	19.0
		人日/月	280.0	415.0	512.0
就労継続支援 B 型	実績値	人/月	19.0	19.9	21.7
		人日/月	291.7	326.7	357.0
	見込値	人/月	25.0	19.0	12.0
		人日/月	350.0	279.0	176.0
療養介護	実績値	人/月	0.0	0.0	0.0
	見込値	人日/月	0.0	0.0	1.0
短期入所	実績値	人/月	3.0	4.3	5.8
		人日/月	10.8	22.8	31.8
	見込値	人/月	1.0	1.0	2.0
		人日/月	3.0	4.0	5.0

資料：町健康福祉課。平成 24 年度から平成 25 年度は年間の平均値。平成 26 年度は9月までの半年間の平均値。

③居住系サービスの利用状況

平成 24 年度から平成 26 年度にかけて「共同生活援助（グループホーム）」「共同生活介護（ケアホーム）」（平成 26 年 4 月から共同生活援助（グループホーム）に一元化）の利用者数は、やや減少しています。「施設入所支援」は、平成 24 年度から平成 26 年度にかけて横ばいで推移しています。

■居住系サービスの利用状況



資料：町健康福祉課。平成 24 年度から平成 25 年度は年間の平均値。平成 26 年度は 9 月までの半年間の平均値。

■見込量と実績値の比較

区分	単位	区分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
共同生活援助 共同生活介護	人/月	実績値	2.8	3.0	2.8
		見込値	2.0	4.0	5.0
施設入所支援	人/月	実績値	21.5	21.1	21.0
		見込値	23.0	21.0	19.0

資料：町健康福祉課。平成 24 年度から平成 25 年度は年間の平均値。平成 26 年度は 9 月までの半年間の平均値。

④相談支援

相談支援（サービス利用計画の作成）については、支給決定の前にサービス等利用計画案を作成することとなったため、利用が増加しています。地域移行支援、地域定着支援は平成 24 年度から位置付けられているサービスですが、まだ本町での利用はありません。

■見込量と実績値の比較

区分	単位	区分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
計画相談支援	人/月	実績値	1.0	3.5	12.0
		見込値	35.0	50.0	55.0
地域移行支援	人/月	実績値	0.0	0.0	0.0
		見込値	9.0	11.0	15.0
地域定着支援	人/月	実績値	0.0	0.0	0.0
		見込値	4.0	7.0	11.0

資料：町健康福祉課。平成 24 年度から平成 25 年度は年間の平均値。平成 26 年度は 9 月までの半年間の平均値。

(5) 地域生活支援事業の状況

地域生活支援事業の実績は次のようになっています。

①相談支援事業

区分	単位	区分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
障がい者相談支援事業	か所数	実績値	5.0	5.0	5.0
		見込値	5.0	5.0	5.0
地域自立支援協議会	回/年	実績値	0.0	3.0	0.0
		見込値	3.0	4.0	5.0

資料：町健康福祉課。平成 24 年度から平成 25 年度は年間の平均値。平成 26 年度は 9 月までの半年間の平均値。

②成年後見制度利用支援事業

区分	単位	区分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
成年後見制度利用支援事業	か所	実績値	0.0	0.0	0.0
		見込値	1.0	1.0	2.0

資料：町健康福祉課。平成 24 年度から平成 25 年度は年間の平均値。平成 26 年度は 9 月までの半年間の平均値。

③意思疎通支援事業

区分	単位	区分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
手話通訳設置事業	設置者数/月	実績値	—	—	—
		見込値	2.0	2.0	2.0
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	派遣件数/年	実績値	0	1	2
		見込値	2.0	2.0	2.0

資料：町健康福祉課。平成 24 年度から平成 25 年度は年間の平均値。平成 26 年度は 9 月までの半年間の平均値。

④日常生活用具費支給事業

区分	単位	区分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
介護・訓練支援用具	利用者数	実績値	2.0	2.0	2.0
		見込値	1.0	1.0	2.0
自立生活支援用具	利用者数	実績値	4.0	2.0	1.0
		見込値	3.0	5.0	6.0
在宅療養等支援用具	利用者数	実績値	4.0	4.0	7.0
		見込値	4.0	6.0	7.0
情報・意思疎通支援用具	利用者数	実績値	4.0	3.0	3.0
		見込値	1.0	2.0	2.0
排泄管理支援用具	利用者数	実績値	110.0	118.0	95.0
		見込値	105.0	108.0	112.0
居住生活動作補助用具 (住宅改修費)	利用者数	実績値	1.0	1.0	0
		見込値	1.0	2.0	2.0

資料：町健康福祉課。平成 24 年度から平成 25 年度は年間の平均値。平成 26 年度は 9 月までの半年間の平均値。

⑤移動支援事業

区分	単位	区分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
移動支援事業	か所	実績値	5.0	4.0	5.0
		見込値	5.0	8.0	9.0
	人/月	実績値	11.0	15.0	17.0
		見込値	7.0	9.0	10.0
	時間/年	実績値	1,335.0	1,625.0	1,124.0
		見込値	745.0	957.0	1,062.0

資料：町健康福祉課。平成 24 年度から平成 25 年度は年間の平均値。平成 26 年度は 9 月までの半年間の平均値。

⑥地域活動支援センター事業

区分	単位	区分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
地域活動支援センター事業	か所数	実績値	2.0	2.0	2.0
		見込値	2.0	2.0	2.0
	人/月	実績値	5.0	5.0	5.0
		見込値	8.0	9.0	9.0

資料：町健康福祉課。平成 24 年度から平成 25 年度は年間の平均値。平成 26 年度は 9 月までの半年間の平均値。

⑦訪問入浴事業

区分	単位	区分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
訪問入浴事業	人/月	実績値	0.0	0.0	0.0
		見込値	1.0	1.0	2.0
	回/月	実績値	0.0	0.0	0.0
		見込値	4.0	4.0	8.0

資料：町健康福祉課。平成 24 年度から平成 25 年度は年間の平均値。平成 26 年度は 9 月までの半年間の平均値。

⑧日中一時支援事業

区分	単位	区分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
日中一時支援事業	人/月	実績値	4.2	5.6	3.3
		見込値	4.0	6.0	7.0
	回/月	実績値	17.4	19.5	13.9
		見込値	15.0	16.0	16.0

資料：町健康福祉課。平成 24 年度から平成 25 年度は年間の平均値。平成 26 年度は 9 月までの半年間の平均値。

⑨タイムケア事業

区分	単位	区分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
タイムケア事業	人/月	実績値	16.6	15.8	16.1
		見込値	17.0	16.0	17.0
	回/月	実績値	80.3	81.1	93.9
		見込値	80.0	81.0	95.0

資料：町健康福祉課。平成 24 年度から平成 25 年度は年間の平均値。平成 26 年度は 9 月までの半年間の平均値。

⑩社会参加促進事業

区分	単位	区分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
自動車運転免許取得・ 改造助成事業	人/年	実績値	2.0	4.0	2.0
		見込値	2.0	3.0	5.0
点字・声の広報発行事業	回/年	実績値	12.0	12.0	12.0
		見込値	12.0	12.0	12.0

資料：町健康福祉課。平成 24 年度から平成 25 年度は年間の平均値。平成 26 年度は 9 月までの半年間の平均値。

(6) 児童福祉法に基づくサービスの状況

障がい児に関する支援サービスは、障がい種別ごとに分かれた施設体系が、平成 24 年 4 月から通所・入所の別により一元化されました。児童福祉法に基づく事業の実績は次のようになっています。

障がい児サービスの利用状況をみると、「児童発達支援」「放課後等デイサービス」「医療型児童発達支援」の利用人数は微増で、「保育所等訪問支援」の利用人数は微減となっています。また、「障がい児相談支援」は平成 24 年度から平成 26 年度にかけて利用人数は 3 倍となっています。

本町においては、「福祉型児童入所支援」「医療型児童入所支援」の利用実績はありませんでした。

■障がい児施設・事業一元化のイメージ

障がい児通所支援
児童発達支援
医療型児童発達支援
放課後等デイサービス
保育所等訪問支援

児童デイサービス

知的障がい児通園施設

難聴幼児通園施設

肢体不自由児通園施設（医療提供）

重症心身障がい児（者）通園事業

障がい児入所支援
福祉型
医療型

知的障がい児施設

第一種自閉症児施設（医療提供）

第二種自閉症児施設

盲児施設

ろうあ児施設

肢体不自由児施設（医療提供）

肢体不自由児療護施設

重症心身障がい児施設（医療提供）

区分	単位	区分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
児童発達支援	人/月	実績値	57.8	69.3	69.7
放課後等デイサービス	人/月	実績値	0.1	0	0.8
保育所等訪問支援	人/月	実績値	0.1	0.2	0
医療型児童発達支援	人/月	実績値	0	0	0.9
障がい児相談支援	人/月	実績値	2.6	5.1	7.8

資料：町健康福祉課。平成 24 年度から平成 25 年度は年間の平均値。平成 26 年度は 9 月までの半年間の平均値。

2 ヒアリング調査結果

池田町第4期障がい者福祉計画を策定するにあたり、町内の障がい福祉関係団体や障がい福祉サービス提供事業者及び高齢福祉サービス事業者を対象に、本町における障がい者を取り巻く現状や課題等についてヒアリングを行いました。

（１）団体運営について

①現在の活動上の課題

【主な意見】

- 役員のなり手がいない
- 活動がマンネリ化している

（２）障がい者へのサービス提供について

①不足していると思うサービス

【主な意見】

- 障がい者の親なき後への支援
- 障がい児保育
- 児童デイサービスや事業所終了後に保護者が安心して預けられる施設

（３）今後の障がい者施策に求めることについて

【主な意見】

①保健・医療について
○障がい児を受け入れてくれる病院を紹介してほしい ○風邪等の際に障がい児を保護者が気兼ねすることなく看てもらえるよう行政が医療従事者に対する啓蒙を行ってほしい ○障がいのある子どもの特性を理解した病院が増えてほしい
②生活環境の整備について
○障がい者個々のニーズに応じた、災害時における備蓄の保管場所をふれ愛の家に確保してほしい ○障がい者の指定避難場所をふれ愛の家にしてほしい ○障がいの種別・程度に応じた住宅施設の整備を行ってほしい

③相談・情報提供について
○小学校入学前から特別支援学校を卒業するまでの相互の情報提供体制を構築し、進路に関する事等、障がい者の将来についての助言ができる仕組み作りを行ってほしい ○行政が早い段階から障がい者の進路希望をとってほしい ○サービス等利用計画作成において、保護者の負担増が懸念されます
④住まい・住宅の確保について
○親なき後の受け入れ施設を増やしてほしい ○就労支援施設の近所にある空き家を活用した施設整備を行ってほしい ○町内に保護者が安心して預けることができる施設の整備を進めてほしい
⑤雇用・就労について
○町内で就労場所を確保してほしい ○就労支援施設を運営する人材の育成をしてほしい ○障がい者のニーズに応じた就労支援のあり方を行政に考えてほしい ○障がいの種別、障がいの程度に差があることを理解してほしい ○臨時やボランティアを含めた職員の増員をしてほしい ○通所利用者の増加に伴う、第2のふれ愛の家の整備を行ってほしい
⑥障がいへの理解と交流について
○小中学生へ障がいや障がい者に対する理解促進事業を進めてほしい ○小学校へ入学する前にインクルーシブ教育の機会を創出してほしい ○障がいに対する正しい理解を促進する研修を行ってほしい
⑦教育・保育について
○特別支援教育の量的な拡大をしてほしい ○障がい児保育の受け入れを増やしてほしい ○小学校における特別支援学級の受け入れ人数の偏りをなくしてほしい ○他の自治体で行っている先行事例を取り入れてほしい
⑧生涯学習活動について
○障がい者が定期的に参加できるイベントを推進してほしい ○土曜教室で専門的な立場の人に企画を依頼してほしい ○現在、有志に頼っているイベントの運営を行政に引き継いでほしい

3 第3次池田町障がい者計画の推進状況

(1) 障がい者計画の進捗状況

平成 24 年 3 月に策定した、「池田町障害者福祉計画」に位置づけている施策について、関係各課への調査を実施し、推進状況を 4 段階で判定しました。結果は次のとおりです。

【判定区分】 A…計画どおり進行中

B…概ね計画どおりですが、一部未実施

C…未着手

D…廃止または完了

施策		区分	施策評価
1-1 相談支援体制・情報提供の充実	(1) 相談支援の充実	A	相談支援体制の整備については、実施できています。今後、相談内容の専門化・高度化に伴い、職員もそれらに対応できるよう研修等が必要です。
	(2) 相談員による活動の充実		
	(3) 情報提供の充実		
1-2 自立支援の充実	(1) 訪問系サービスの充実	A	居宅介護などの介護給付及び自立訓練などの訓練等給付については、利用者のニーズに十分対応しています。
	(2) 日中活動系サービスの充実		
	(3) 居住系サービスの充実		
	(4) ケアマネジメント体制の確立		
	(5) サービスの質の向上		
	(6) 福祉サービスの周知		
1-3 生活環境の充実	(1) 地域生活支援事業の充実	A	相談支援やコミュニケーション支援など、法規定の必須事業にかかる体制整備は完了しています。今後は、それらの機能強化を図る必要があります。
	(2) 経済的支援策の充実		
	(3) 権利擁護対策の充実		

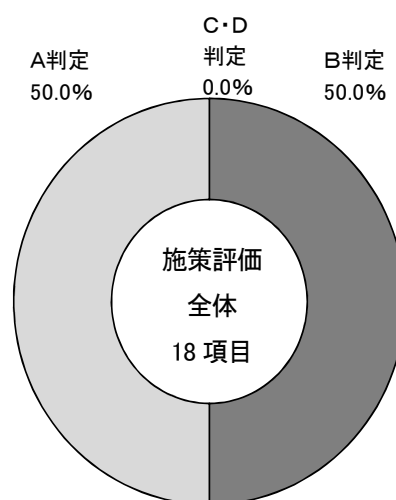
施策		区分	施策評価
2-1 学校教育の充実	(1) 就学指導・相談の充実	B	町内の小・中学校においては、町単独採用講師として特別支援学級支援員、特別支援教育アシスタント、相談員等を配置し、きめ細かな学校教育を推進しています。
	(2) 学習施設等の充実		
	(3) きめ細かな指導の充実		
	(4) 交流教育の推進		
2-2 生涯学習の推進	(1) 学習内容の充実	B	障がいのある人のニーズに応じた学習内容の整備など、障がいのある人が参加しやすい条件整備に努めています。また、一般の講座にも参加しやすいよう、条件整備及び公共施設についてはバリアフリー化を進めています。
	(2) 施設環境の整備		
2-3 就労・雇用の促進	(1) 雇用の促進	A	パンフレットを窓口に備え、就労系事業所と積極的に連携を図り、事業所を利用しやすい環境整備を進めています。
	(2) 就業情報の提供等		
	(3) 障がい者の職業能力向上への支援		
3-1 障がいの予防と健康の推進	(1) 健康意識の高揚	B	健康診査、健康相談・栄養相談、健康教育等、町民の健康意識高揚と健康づくり推進のための事業を実施しています。今後も現事業の充実及び受診率の向上を図り、町民の健康意識の高揚と健康づくりを推進し、障がいの発生を予防するため、生活習慣病予防等の予防対策を促進する必要があります。
	(2) 健康づくりの推進		
	(3) 生活習慣病予防対策の促進		
3-2 早期療育の充実	(1) 障がい児の受け入れ体制の充実	A	保育園における障がい児の受け入れ体制は整っています。本町においては、平成27年4月より「サービス等利用計画・障がい児支援計画」を完全実施することとなり、ことばや心身に障がいのある就学前の幼児を対象とする「ことばの教室」において、利用予定者が相談を行ってから入室するまでに、時間及び利用者の負担と手間がかかることが懸念されます。
	(2) 相談体制の充実		

施策		区分	施策評価
4-1 啓発・広報活動の推進	(1) 広報や多様なメディアによる広報活動の推進	B	手話通訳者設置・派遣事業や要約筆記者派遣事業は地域生活支援事業必須事業ですが、実施時期や方法を現在検討中です。
	(2) 障がい者団体やボランティア団体等の育成及び支援		
4-2 福祉教育の推進	(1) 社会教育における福祉教育の充実	B	子どもからお年寄りまで、全ての町民が気軽に参加できる講座や講習会等、各種事業を実施しています。
	(2) 学校教育における福祉教育の充実	A	福祉教育導入検討委員会を立ち上げ、福祉教育の充実を図っています。
4-3 ボランティア活動の推進	(1) ボランティア活動への支援	A	ボランティア活動に関する啓発活動については社協だより等、広報誌を利用し行っています。またボランティア養成講座については、その時々ニーズに応じて開催しています。しかしながら、障がいのある方へのボランティア参加機会の提供に関しては、更に充実する必要があります。
	(2) ボランティアの育成		
4-4 住宅環境の整備	(1) 情報提供・相談体制の整備	B	住宅改造意向をもつ障がいのある人やその家族に対して、情報提供や相談体制整備に係る準備を行う必要があります。住宅改造については事業所等を通じ周知を図っています。
	(2) 住宅改造等の促進		

施策		区分	施策評価
4-5 移動・交通政策の 推進	(1) バリアフリー化の推進	A	平成 25 年 3 月 12 日制定の「池田町移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例」に基づき道路等建設工事を行っています。また、障がい者が養老鉄道養老線を利用してもらえるよう、スロープ、点字ブロック、誘導ブロック等を整備しています。しかし、電車とホームには段差があり、一人では乗車できない方もいるので、それらを解消することが課題です。
	(2) 公共交通機関の利便性の確保	B	平成 22 年に名阪近鉄の路線バス廃止に伴い、10 月から自動車を運転できない人の移動を確保するために、役場～市橋線の代替え運行を民間会社に業務委託しました。平成 24 年 2 月からはコミュニティバス 2 台で運行を開始し、平成 25 年 11 月からバス 3 台で巡回線、北回り線、南回り線を無料で平日のみ運行しています。
4-6 防犯・防災体制の 整備	(1) 防災・防犯意識の普及推進	B	平成 23 年度に要援護者リスト（障がい者含む）の作成を行いました。土砂災害警戒区域内に居住する要援護者の把握が今後の課題です。
	(2) 防災訓練への参加促進		
	(3) 緊急時の情報提供体制の整備		

A判定（計画どおり進行中）が 50.0%、B判定（おおむね計画通りですが、一部未実施）が 50.0%、C判定、D判定はありませんでした。A・B両判定を合わせると、計画全体が推進されています。

今後、A判定の施策においては、引き続き、障がいのある人やその家族にとって充実した施策となるよう、経済・社会情勢の変化や様々な制度改正に対応しつつ強化し、B判定の施策においては、理想を高く持ちつつも、現状の把握及び今後の課題をしっかりと認識し、推進する施策と廃止する施策の区別を行う必要があります。



(2)障がい福祉計画の目標数値の達成状況

①施設入所者の地域生活への移行

施設から地域生活に移行する人の数値目標では、平成 17 年 10 月 1 日の施設入所者数を基準として、平成 26 年度末までに、施設入所からグループホーム等へ移行する人の数を 1 人と設定していました。施設入所者は平成 25 年度末で 1 人減少しており、目標を達成しています。地域生活移行者数に関しては目標の 5 人に対し、0 人にとどまっています。

項目	実績値			目標 (平成 26 年度)	備考
	平成 17 年度	平成 24 年度	平成 25 年度		
施設入所者	22	22	21	20 人	施設入所者数
削減数	—	0	1	1 人	施設入所者の削減数
地域生活移行者数	—	0	0	5 人	平成 17 年度の入所者のうち、平成 26 年度末までに施設入所からグループホーム等へ移行する者の数

※実績値：平成 17 年度は 10 月 1 日時点、平成 24～25 年度は年度末時点の数値。

②福祉施設から一般就労への移行

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する人の数値目標は、年間 2 人と設定していました。一般就労移行者数は平成 25 年度末時点において 2 人で、目標を達成しています。

項目	実績値		目標 (平成 26 年度)	備考
	平成 17 年度	平成 25 年度		
一般就労移行者数	0 人	2 人	2 人	平成 26 年度において福祉施設を退所し、一般就労する者の数

※実績値：平成 17 年度は 10 月 1 日時点。平成 25 年度は年度末時点。

③就労移行支援事業の利用者数

福祉施設の利用者数のうち、就労移行支援事業の利用者数の数値目標では、目標の5人に対し、3人と目標を下回っています。

項目	実績値	目標 (平成26年度)	備考
	平成26年度		
福祉施設利用者数	34人	36人	平成26年度末において福祉施設を利用する者の数
就労移行支援事業の利用者数	3人	5人	平成26年度末において就労移行支援事業を利用する者の数

※平成26年度は9月末日時点の数値

④就労継続支援（A型）事業の利用者の割合

就労継続支援事業の利用者のうち、就労継続支援（A型）事業の利用者数の数値目標では、目標を7人と設定していました。平成26年度9月末日時点で9人であり目標を達成しています。就労継続支援（A型）利用者割合は就労継続支援事業全体の約3割を占めています。

項目	実績値	目標 (平成26年度)	達成状況
	平成26年度		
就労継続支援（A型＋B型） 事業の利用者数	31人	31人	平成26年度末において就労継続支援（A型＋B型）事業を利用する者の数
就労継続支援（A型） 事業の利用者数	9人	7人	平成26年度末において就労継続支援（A型）事業を利用する者の数
就労継続支援（B型） 事業の利用者数	22人	24人	平成26年度末において就労継続支援（B型）事業を利用する者の数
就労継続支援（A型） 事業の利用者数の割合	29.1%	22.5%	平成26年度末において就労継続支援事業を利用する者のうち、就労継続支援（A型）事業を利用する者の割合

※平成26年度は9月末日時点の数値。

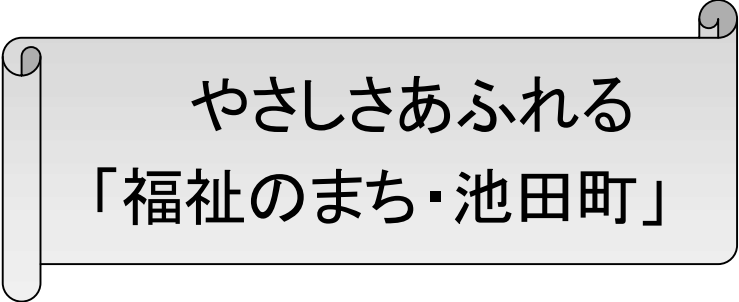
第 3 章 基本的な考え方

1 計画の基本理念

本町では、平成 22 年 3 月に策定した「池田町第 5 次総合計画～いきいきと市民がつながり、夢が持てる自然都市～」をもとに、平成 24 年 3 月に「池田町障害者福祉計画」を策定し、やさしさあふれる「福祉のまち・池田町」の実現をめざして施策を進めてきました。

本計画は、障がい者の「完全参加」と「共生」を核としたノーマライゼーション¹とインクルージョン²を基本理念とし、障がいがある人もない人も住み慣れた家庭や地域の中でいきいきと安心して暮らせるまちの実現をめざすものです。また、平成 23 年 8 月に改正された「障害者基本法」の目的規定にある、全ての国民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現をめざすものです。

この基本理念を踏まえ、本計画では、障がい者の意思による主体的な生活を地域のなかで実現できるよう、障がい者の視点に立った「合理的配慮」を踏まえた各種障がい福祉サービスの充実を図り、地域生活の基盤整備を進めます。また、障がい者の地域での生活を実現するには、地域の人たちとの交流や、地域の人たちによる支援などが必要不可欠です。本計画では前回計画に引き続き、やさしさあふれる「福祉のまち・池田町」を、将来像として掲げ、各種施策を推進します。



やさしさあふれる
「福祉のまち・池田町」

¹ ノーマライゼーション

障がい者や高齢者がほかの人々と等しく生きる社会・福祉環境の整備、実現を目指す考え方。

² インクルージョン

包み込む、排除しないこと。教育においては障がい者と健常者がともに学ぶ機会をつくること。

2 計画の基本目標

基本目標1 やさしいまちづくりの推進

障がいの有無に関わらず、すべての町民がそれぞれのライフステージに応じて、生き生きとした生活が可能な環境を整えます。

全ての町民が障がいについての正しい認識を持ち、障がいのある人に対する差別の解消に向けた取り組みを推進します。また、障がいのある人に対する虐待の防止に向けた取り組みを強化します。

障がいを理由とした不都合が生じないよう、適切な住宅の確保への支援等、障がいのある人やその家族が生活しやすいやさしいまちづくりを推進します。

基本目標2 社会参加の促進

障がいの有無に関わらず、全ての人が社会のあらゆる分野に自由に参加・参画して活躍できる社会の構築をめざします。生涯学習活動や就労の場に参加できるような啓発や環境整備を推進します。

行政サービス全般にわたる障がいのある人の視点に立った行政サービス等利用の指針づくりを検討し、障がいを理由とした社会参加の機会が奪われないよう、行政サービスの適切な利用促進に向けた体制整備を進めます。

基本目標3 地域生活支援体制の構築

障害者総合支援法にもとづく各種サービスの提供体制を整備します。広報誌を中心として、町ホームページなどを活用し、成年後見制度の周知を行うなど、障がいのある人の権利擁護を積極的に進めるとともに、障がいのある人及びその家族が必要に応じて適切にサービスを利用できるよう情報提供を積極的に行い、障がいのある人の自律に向けた総合的支援に努めます。

基本目標4 障がいの予防と早期療育の充実

各種保健事業などによる生活習慣病の予防など、障がいの発生予防に努めるとともに、障がいの早期発見・早期療育の実現をめざします。早期発見・早期療育の実現は、その後の障がいのある人自身の成長や発達に影響するものと考えられるため、近年、広く認識されるようになってきた発達障がいについても、家族や周囲の理解を深める情報提供等により、早期に適切な医療やリハビリテーション等を受けられるよう支援します。

また、特定疾患として個別に支援してきた難病患者について、各種制度の隙間を埋めるべく、「身体障害者手帳」の有無に関わらず、支援に努めます。

基本目標5 安全・安心に向けた取り組みの推進

防犯・防災体制の整備、消費者トラブルの防止及び被害からの救済などを通じて、障がいのある人及びその家族が安全に、かつ安心して生活できる環境整備に努めます。

3 施策体系

基本目標	施策の方向	
1 やさしいまちづくりの推進	(1) 差別解消の取り組み推進	①差別解消に向けた取り組みの推進 ②虐待防止に向けた取り組みの推進
	(2) 啓発・広報活動の推進	①多様なメディアによる広報活動の推進 ②外見から分かりにくい障がい等への理解促進
	(3) 福祉教育の推進	①社会教育における福祉教育の充実 ②学校教育における福祉教育の充実 ③交流教育の推進
	(4) ボランティア活動の推進	①障がい者団体やボランティア団体等の育成及び支援 ②ボランティア活動への支援 ③ボランティアの育成
	(5) 住宅環境の整備	①情報提供・相談体制の整備 ②住宅改造等の促進
2 社会参加の促進	(1) 学校教育の充実	①教育体制の充実 ②就学指導・相談の充実 ③学習施設等の充実 ④きめ細かな指導の充実
	(2) 生涯学習の推進	①学習内容の充実 ②施設環境の整備 ③障がい者スポーツの推進
	(3) 就労・雇用の促進	①雇用の促進 ②就業情報の提供等 ③障がい者の職業能力向上への支援 ④福祉的就労の支援
	(4) 外出・移動の支援	①バリアフリー化の推進 ②公共交通機関の利便性の確保 ③コミュニティバスの運行
	(5) 行政サービスにおける障がいのある人への合理的配慮	①行政サービスにおける「合理的」配慮を行うための指針の検討 ②選挙時における配慮の促進

基本目標	施策の方向	
3 地域生活支援体制の構築	(1) 相談支援体制・情報提供の充実	①相談支援の充実 ②相談員による活動の充実 ③情報提供の充実 ④情報のバリアフリー化
	(2) 生活支援の充実	①訪問系サービスの充実 ②日中活動系サービスの充実 ③居住系サービスの充実 ④計画相談支援の充実 ⑤サービスの質の向上 ⑥難病患者への支援体制の構築
	(3) 生活環境の充実	①地域生活支援事業の充実 ②経済的支援策の充実 ③成年後見制度の周知等、権利擁護の推進
4 障がいの予防と早期療育の充実	(1) 障がいの予防と健康の増進	①健康意識の高揚 ②健康づくりの推進 ③生活習慣病の予防促進
	(2) 早期療育の充実	①障がい児の受け入れ体制の充実 ②相談体制の充実 ③障がい児への療育の推進 ④発達障がい児への支援拡充
5 安全・安心に向けた取り組みの推進	(1) 犯罪被害の抑止へ向けた取り組みの推進	①防犯体制の強化へ向けた取り組みの推進 ②消費者保護の推進
	(2) 防災対策の推進	①災害時における支援体制の構築 ②自主防災組織の体制強化への支援 ③避難行動要支援者との密な関係性構築の推進

第4章 計画の基本目標と施策の方向 (障がい者計画)

1 やさしいまちづくりの推進

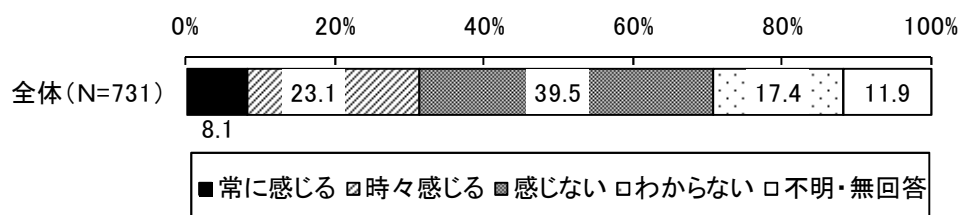
(1) 差別解消の取り組み推進

■現状と課題

平成 26 年度に行った池田町障がい者福祉に関するアンケート調査（以下、「アンケート調査」という。）では、「地域で生活をしていて、障がいがあることで、偏見や差別を感じることもある」と回答した方が 31.2%と、約 3 人に 1 人の障がい者が日常生活において、偏見や差別を感じています。

平成 25 年 6 月の「障害者差別解消法」の成立及び、平成 26 年 1 月の「障害者権利条約」の批准の趣旨を踏まえ、本町において、障がいのある人が偏見や差別を感じないまちづくりを行っていく必要があります。今後、平成 28 年 4 月の「障害者差別解消法」の本格施行に向けて、県や町内事業所と協力して具体的な対応策を検討する必要があります。

障がい者への虐待防止に関しては、相談窓口職員や障がい福祉サービス事業所従業者を対象とした研修の実施により、法に基づく対応を行い、支援体制の整備に努めています。今後、虐待防止に関する研修機会の対象拡大や啓発活動の強化を行う必要があります。



■施策の方向

①差別解消へ向けた取り組みの推進

障がい者に対する差別や偏見の解消を図るため、広報紙、町ホームページ等を活用し、「障害者差別解消法」や「障害者権利条約」の趣旨を広く町民へ周知する積極的な広報活動に努めます。

②虐待防止に向けた取り組みの推進

障がい者への虐待を未然に防止することや早期発見に向けて、町民、企業等への啓発に努めます。また、虐待に関する情報提供が行われやすい環境整備と池田町障害者自立支援協議会において検討を進めます。

（２） 啓発・広報活動の推進

■現状と課題

共生社会の実現のためには、広く町民に障がいに対する理解を促す必要があります。しかし、近年は精神障がいや外見からは分かりにくい内部障がい等が増加しており、特性や必要とされる支援について更に周知していく必要があります。

■施策の方向

①広報や多様なメディアによる広報活動の推進

広報紙を基本として、様々な情報を提供します。また、インターネットやその他のメディアの有効活用も含めて広報活動を行います。また、障がい者週間における啓発活動等を通じ、障がいに対する町民の理解促進に努めます。

②外見から分かりにくい障がいへの支援の充実

内部障がいや精神障がい等、外見から分かりにくい障がいについての理解を深めるための広報を行います。また、難病や高次脳機能障がい等についての正しい理解を促進します。

(3) 福祉教育の推進

■現状と課題

障がい者問題に対する正しい理解を促進するためには、子どもから高齢者までの幅広い世代の町民に対する福祉教育が必要です。特に、幼少期から障がい者福祉に対する理解と意識を深めることは、インクルージョンの理念を実現するためにはきわめて重要なことです。

本町においても、幼児教育や学校教育等の場において、福祉についての教育に取り組んできました。今後も、福祉協力校・福祉協力園事業等の促進、児童生徒のボランティア活動への参加の促進、障がいがある人との交流の場の拡充に努めるなど、町民の障がい者福祉への理解を深める取り組みが必要です。

■施策の方向

①社会教育における福祉教育の充実

児童生徒から高齢者にいたるまで、あらゆる世代の町民が思いやりや助け合いのこころを育むことができるよう、地域における多様な啓発活動を推進します。また、子どもからお年寄りまで、すべての町民が気軽に参加することができる講座や講習会等、各種事業を実施し、町全体での福祉意識の高揚を図ります。また、平成 24 年度に福祉教育導入検討委員会を立ち上げ、更なる福祉教育の充実を推進します。

②学校教育における福祉教育の充実

障がい及び障がいがある人に対する理解を促進するために、小・中学校における福祉教育の体制を整備していくとともに、PTA活動を通じた家庭への普及に努めます。

③交流教育の推進

障がいがある児童と障がいがない児童が交流し、一緒に学ぶことを通じて相互理解を深める交流教育を推進します。

(4) ボランティア活動の推進

■現状と課題

障がい者の地域での生活を支えるため、地域におけるボランティア活動が果たす役割は大きく、ボランティアによる支援を必要としている障がい者も多くいます。今後、地域におけるボランティア活動を活性化していく必要があります。

また、ボランティア活動は、障がい者自身の社会参加活動としても位置づけることができます。本町において、障がい者自身がボランティア活動に参加し、様々な形で地域社会に貢献することができる環境整備を行う必要があります。

地域における各種ボランティア活動の活性化を図るとともに、ボランティア参加者や指導者の育成に努め、障がいがある人もない人も誰もが気軽に、積極的に参加できるボランティア活動のネットワークを構築することが今後の課題です。

■施策の方向

①障がい者団体やボランティア団体等の育成及び支援

障がい者に関する各種団体やボランティア団体等の育成や支援を行い、情報交換や相互理解を深めるネットワークの強化を図ります。

②ボランティア活動への支援

ボランティア活動に関する啓発活動を行うとともに、ボランティアの育成と活動の促進を図ります。また、社会福祉協議会と連携し、ボランティア活動の利用ニーズと活動ニーズをつなぐコーディネート活動の充実を図ります。

③ボランティアの育成

ボランティアの養成講座の充実や研修機会の充実に努めることで、ボランティア活動に参加する機会の確保や専門的な技術を身につけたボランティアの育成に努めます。また、町主催イベント等において中学生を中心に参加者を募り、次世代のボランティア育成を進めます。

（５） 住宅環境の整備

■現状と課題

障がい者が自宅で安全に、安心して生活できる住宅の確保が必要です。アンケート調査結果によると、本町の障がい者のおよそ９割（88.4％）は自宅で生活していることから、住宅の安全性の確保に関する様々な情報提供や相談体制の確立が必要です。

■施策の方向

①情報提供・相談体制の整備

住宅を安全で快適なものとするための情報提供や相談体制を整備します。住宅改造意向をもつ障がいのある人とその家族については、事業所等を通じた個々の状況に応じた個人住宅の改善に対する助成制度の周知に努めるとともに、制度の充実等について県に働きかけを行います。

②住宅改造等の促進

障がいのある人が住み慣れた地域において、安心して生活できるよう、整備資金の融資活用、日常生活用具の給付事業等の制度について、広報紙を通じて周知を図るほか、制度の充実に努めます。

2 社会参加の促進

(1) 学校教育の充実

■現状と課題

障がいがある児童生徒に対しては、障がいの種類、程度、適性等個人の状態に応じ、適切な教育を行うことが必要です。

平成 25 年度末現在、本町の小・中学校の特別支援学級には 50 人（小学校 35 人、中学校 15 人）、特別支援学校には 21 人（小学部 6 人、中学部 10 人、高等部 5 人）が在籍しています。障がいがある人となない人がともに学び、豊かな人間性ややさしさを育むことができる教育の推進が望まれており、検討していく必要があります。現在、本町の小・中学校における、特別支援学級の児童生徒数は増加傾向にあることから、できるだけ障がいのある児童生徒に配慮した機能の充実を図る必要があります。さらに、教職員に対する専門的な指導方法や指導内容の充実に努め、資質の向上を図り、児童生徒一人ひとりに応じた教育環境づくりを行う必要があります。

■施策の方向

①教育体制の充実

障がい児一人ひとりの適性や健康状態、あるいは、成長の段階に応じた適切な教育ができるよう、その能力を最大限に発揮することができる教育指導の充実に努めます。

②就学指導・相談の充実

障がい児本人と親等の悩みや不安を軽減するため、専門職員による相談体制を強化します。また、本人、保護者の考えや意見を十分に聞き入れながら、適性就学の推進に努めます。特に相談体制については、障がい児が発達に必要な環境を得て、最大限の発達が遂げられるよう、医療機関等の協力を得ながら、適切な指導、助言を行うことができる体制づくりに努めます。

③学習施設等の充実

幼稚園、保育園、小学校、中学校等の施設を、障がい児が利用しやすい施設とするために、学習施設のバリアフリー化等を継続的に推進します。

④きめ細かな指導の充実

特別支援学級の担当教員の指導力の向上を図るとともに、町単独採用講師として特別支援学級支援員、特別支援教育アシスタント、相談員等を配置し、障がい児の個性や適性に応じたきめ細かな教育・指導を推進します。また、インクルージョンの理念のもと、特殊な医療行為等を要する児童の受け入れ体制は不十分ですが、可能な限りのインクルーシブ教育³体制の構築を図ります。

³ インクルーシブ教育

インクルージョン教育と同義。初等教育や中等教育段階で障がい児が通常学級で大半の教育を受けること。

（２） 生涯学習の推進

■現状と課題

障がい者がスポーツや文化活動等の生涯学習活動を行うことは、体力の維持や健康増進、社会参加の促進や生活を豊かにする上でも大切なことです。しかしながら、障がい者がスポーツや文化活動を行うには、情報面や参加することへの抵抗感等、多くの障壁が存在します。

障がい者の学習ニーズを十分に把握した上で、学習内容の充実と機会の拡充を図ることが必要です。また、競技スポーツだけでなく、レクリエーションとしてのスポーツ、リハビリテーションとしてのスポーツなど、スポーツを行う障がい者のニーズに対応する必要があります。

■施策の方向

①学習内容の充実

障がい者の学習等のニーズに応じたメニューを整備するなど、参加しやすい条件を整備していきます。また、一般の講座にも気軽に参加できるような条件整備に努め、生涯学習活動を通じた交流を促進します。

また、生涯学習活動の成果を発表する機会をつくり、生涯学習活動への意欲を高めることに努めます。

②施設環境の整備

公民館、体育館等の生涯学習に使用する公共施設については、バリアフリー化を進める等、障がい者が利用しやすい施設になるよう努めます。

③障がい者スポーツの推進

障がい者スポーツの普及を図るとともに、障がい者スポーツ参加者の裾野を広げるための取組みを推進します。

(3) 就労・雇用の促進

■現状と課題

障がい者が地域で生活を送るためには、働くことは重要な要因です。働くことは、収入を得ることによる経済的側面だけでなく、生活の質や生きがいを高めることにもつながります。

また、平成 25 年 4 月の「障害者優先調達法」の施行や平成 28 年 4 月に施行される改正「障害者雇用促進法」等、障がい者が働くための法整備や仕組みづくりが進んでいます。平成 28 年 4 月施行の改正「障害者雇用促進法」においては、雇用における障がい者の差別的取り扱いの禁止が規定され、平成 30 年 4 月施行の改正「障害者雇用促進法」においては、身体障がい者、知的障がい者に加え、精神障がい者も法定雇用率の算定基礎に加えられます。障がい者の就業促進と社会的重要性について、事業主や町民等の理解を深めるため、啓発や広報の充実が必要です。今後、障がい者の適性と能力に応じた雇用の場の確保と障がい者自身の職業能力を高める取り組み等が必要です。

アンケート調査では、福祉的就労を含む仕事をしている障がい者は 18.7%であり、そのうちの 27.7%が「正規の職員・社員」として働いています。一方、「授産施設などの福祉的就労」は 20.4%であり、全体としては一般就労をしている人が多い状況です。さらに、障がい者が働くために必要な条件には「障がいの程度にあった仕事であること (28.0%)」、「周囲が障がいを理解してくれること (27.4%)」などが多く見られ、そうした点に着目した条件整備が必要です。

図 ふだんの過ごし方

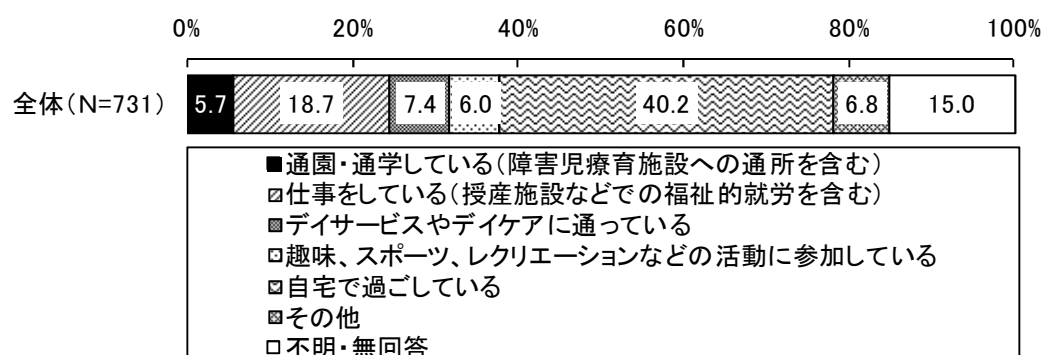


図 就労形態

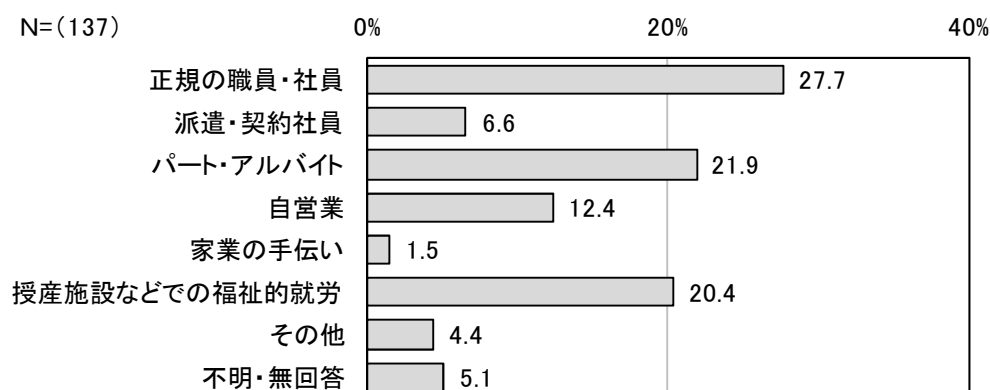
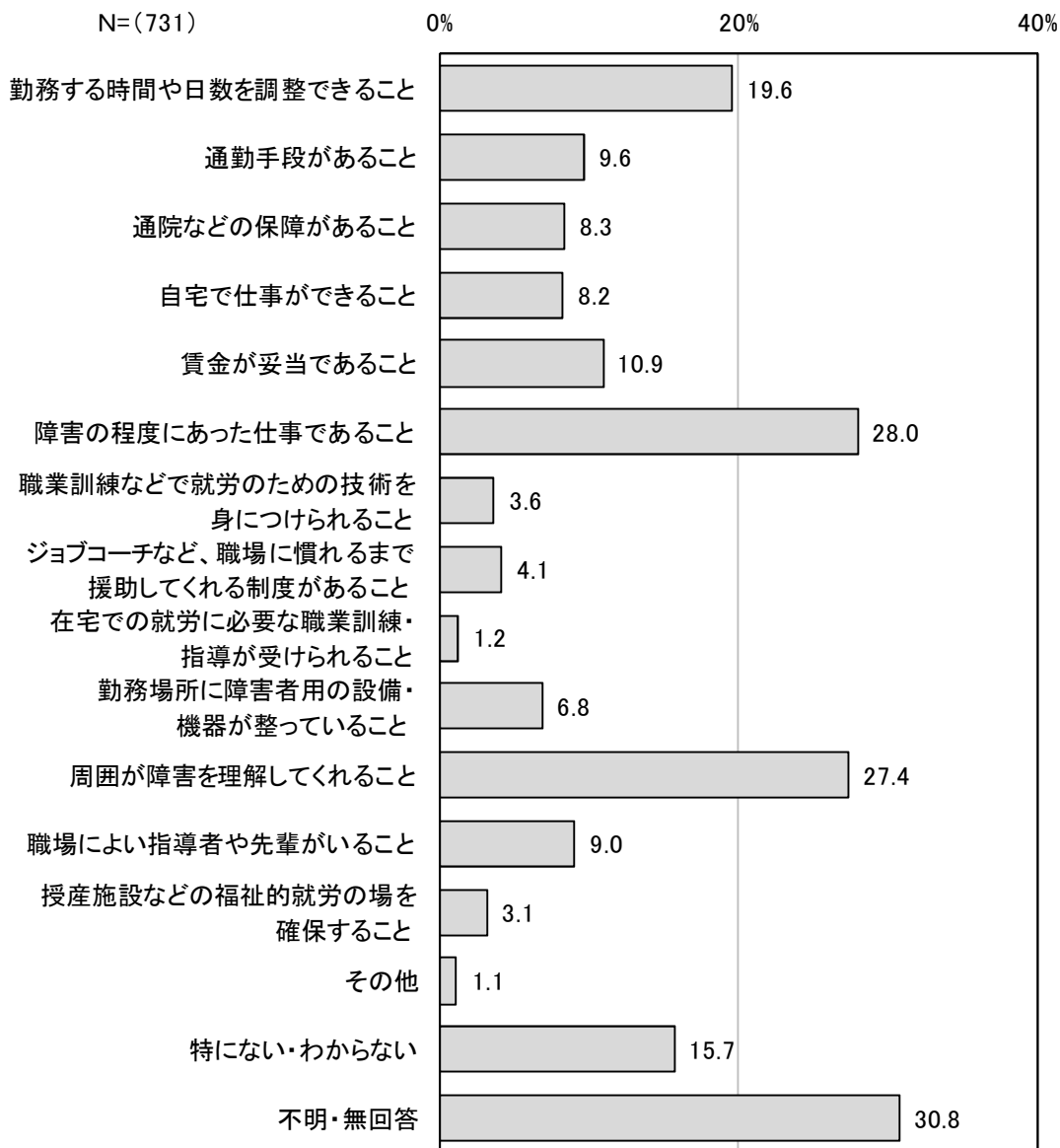


図 障がい者が働くために必要な条件



■施策の方向

①雇用の促進

民間企業における障がい者の雇用を促進するため、「障害者の雇用の促進等に関する法律」を周知するとともに、障がい者雇用に関する事業主への支援等の充実を関係諸機関に働きかけます。

②就業情報の提供等

公共職業安定所（ハローワーク）が実施している障がい者の特別相談や巡回職業相談等の情報を提供し、参加を促進します。

③障がい者の職業能力向上への支援

障がいの種類や程度に応じた職業指導、職業訓練等を実施し、職業能力の向上のための取り組みを行います。

④福祉的就労の支援

「障害者優先調達推進法」が平成 25 年 4 月に施行となり、政府や地方自治体は物品や役務の調達にあたって、障がい者就労施設等から優先的に調達するよう努めることとされました。本町においても、平成 25 年 12 月策定の池田町による障害者就労施設からの物品等の調達の推進を図るための方針により、本町が自ら率先して障がい者就労施設等で就労する障がい者の就労促進を図るため、今後、障がい福祉サービスの事業所等からの製品の優先的な調達に努め、工賃収入の向上を支援します。

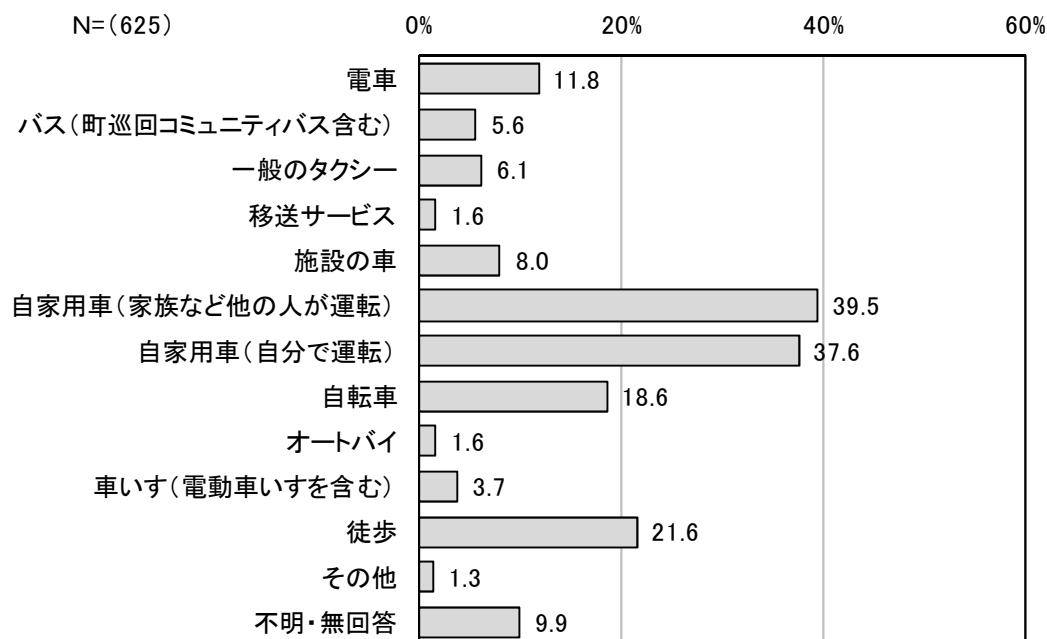
（４）外出・移動の支援

■現状と課題

障がい者が社会参加できる環境を整備していくために、道路や公共施設等のバリアフリー化を推進するとともに、移動交通手段を確保する必要があります。平成 22 年に名阪近鉄の路線バス廃止に伴い、平成 22 年 10 月から自動車を運転できない人の移動を確保するために、池田町役場～市橋線の代替え運行を民間会社に業務委託し、その後、平成 24 年 2 月からはコミュニティバス 2 台で運行を開始し、平成 25 年 11 月から、平日のみコミュニティバス 3 台で巡回線、北回り線、南回り線を無料で運行しています。アンケート調査結果によると、外出時の交通手段の多くが自家用車となっていますが、高齢化等により、自家用車の運転をできない人の増加も見込まれます。

今後も自分で運転できない人の外出手段の確保のため、移動交通手段の整備を進めていく必要があります。

図 外出時の主な交通手段



■施策の方向

①バリアフリー化の推進

公共施設のバリアフリー化を推進するとともに、平成 25 年 3 月制定の「池田町移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例」に基づき、歩行者分離や有効幅員の確保、歩道の段差解消等の整備により、生活圏内における安全で連続した歩行者空間の確保を行います。

②公共交通機関の利便性の確保

バス、鉄道などの公共交通機関等については、障がい者にも配慮するよう、関係機関等に対して積極的に働きかけるとともに、協力を求め、利用しやすい公共交通機関をめざします。

③コミュニティバスの運行

自家用車を運転できない人のための交通手段として、本町独自のコミュニティバスの運行を継続して行います。今後も、コミュニティバスの運行を障がい者の社会参加増加に資するよう、ノンステップバスの導入等、本町として可能な限りの支援を行います。

（５） 行政サービスにおける障がいのある人への合理的配慮

■現状と課題

「障害者権利条約」の批准により、障がい者に対する差別を解消するための合理的配慮の不提供の禁止が定められたことによって、政府において、障がい者に対する差別解消に向けた基本指針を策定し、地方自治体に対して、指針作成を促しています。今後、本町において、政府や岐阜県等の動向を踏まえた対応が必要です。

■施策の方向

①行政サービスにおける合理的配慮を行うための指針の検討

すべての行政サービスにおいて、障がい者の視点に立った合理的配慮が行えるよう、政府、岐阜県等の動向を踏まえ、合理的配慮を行なうための指針作成に向けた取り組みを行ないます。

②選挙時における配慮の促進

選挙時における障がい者に対する支援は、法定の支援内容は全て実施していますが、今後も障がい者の権利が保障されるよう、選挙時におけるソフト面での配慮を促進し、障がい者が参加できない障壁を解消します。

3 地域生活支援体制の構築

(1) 相談支援体制・情報提供の充実

■現状と課題

障がいのある人本人やその家族は、将来の生活や災害時の支援等、様々なことに対して不安を抱えています。また、日常生活全般や、障がい福祉サービスの利用、就業等について、相談・情報を必要としています。本町では、「池田町障害者自立支援協議会⁴」の積極的開催等、相談支援や情報提供に努めることにより、障がいのある人やその家族のニーズに応えていますが、相談件数の増加や相談内容の専門化・高度化傾向に対応するための体制整備及び視覚障がいや聴覚障がいのある人への情報提供体制整備が必要です。

また、障がいのある人の情報取得において、現在広報紙を中心に行っている広報活動を I C T⁵の普及に伴い、町ホームページのユニバーサルデザイン⁶化やウェブアクセシビリティ⁷の向上を行うなど、広く情報を周知する環境を整備する必要があります。

■施策の方向

①相談支援の充実

各種相談窓口の連携を強化し、必要に応じて各種サービスや制度の周知と利用を図るとともに、専門機関・医療機関等の紹介を行うなど、総合的な相談体制を整備します。

②相談員による活動の充実

障がいのある人とその家族が、身近なところで気軽に相談できるよう、民生・児童委員をはじめ、身体障がい者相談員、知的障がい者相談員などを周知し、相談活動を充実します。

③情報提供の充実

近年、障がい者施策に関する様々な法改正や制度改正が行われたことにより、新しく創設された障がい福祉サービスが利用者にとって分かりにくくなっています。各種諸制度の利用、活用のための資料の収集や設置等により、情報提供窓口の充実を図ります。また、障がいのある人とその家族が、必要な情報を的確に入手し、適切に利用することができるよう支援します。

④情報のバリアフリー化

町ホームページのユニバーサルデザイン化やウェブアクセシビリティの向上を行うなど、広く情報を周知する環境整備の検討を行います。

⁴「池田町障害者自立支援協議会」

「障害者総合支援法」に基づく相談支援事業をバックアップし、障がい者・障がい児が総合的な日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障がい福祉サービス等を各関係機関が総合的に調整し、相互に連携強化を図ることにより、各施策の効果的な実施及び推進に資することを目的として相談支援事業所、障がい福祉サービス事業所、保健・医療関係機関、障がい者関係団体、行政機関等の各関係者により構成される協議会のこと。

⁵ I C T

Information and Communication Technology は「情報通信技術」の略であり、IT(Information Technology)とほぼ同義の意味。

⁶ ユニバーサルデザイン

差異、障がい、能力の如何を問わずに利用することができるもの。

⁷ ウェブアクセシビリティ

年齢的・身体的条件に関わらず、ウェブで提供されている情報にアクセスし利用できること。

(2) 生活支援の充実

■現状と課題

本町では、居宅介護や重度訪問介護などの介護給付、自立訓練や就労移行支援などの訓練等給付など、制度に応じたサービスの利用を支援しています。今後、障がい者の主な支援者の高齢化への対応とともに、生活支援を行いつつ、親亡き後の不安解消のため、近隣市町村との協力のもと、グループホームなど住まいの充実に努める必要があります。

また、平成 25 年の制度改正により、障がいの範囲に難病が追加されました。難病患者を含め、障がいのある人、一人ひとりのライフステージに応じたきめ細かなサービス提供が必要です。

■施策の方向

①訪問系サービスの充実

障がいのある人の日常生活を支援するため、身体介護、家事援助等を行うホームヘルパーの派遣を行います。

②日中活動系サービスの充実

障がいのある人の生活支援、生活改善、身体機能の向上、就労支援等を目的とした各種障がい者福祉サービスを提供するとともに、地域での社会参加を促進するため、創作的活動、生産活動や就労の機会を提供するサービスを実施します。

③居住系サービスの充実

施設入所者に対して、地域生活への移行を推進するという視点に立ち、また、ニーズの増加等の必要に応じて、近隣市町村との連携のもと施設整備を検討していきます。

④計画相談体制の確立

障がいの内容や程度、家族構成なども踏まえて適切な障がい者福祉サービス利用を指導・助言する計画相談体制を強化していきます。

⑤サービスの質の向上

障がい者福祉サービス現場における人材の確保や職員の資質の向上等への支援を行うとともに、障がい者福祉サービスの評価を行うなど、障がい者福祉サービスの質の向上を図ります。

⑥難病患者への支援体制の構築

平成 25 年の制度改正により、障がいの範囲に難病が追加されました。これまで、制度の谷間と言われていた、難病が加わったことにより、「障害者手帳」のない難病患者についても対応します。また、難病について、障がい福祉サービスに追加されたことを、広報紙や町ホームページを通じて広く町民へ周知します。

(3) 生活環境の充実

■現状と課題

「障害者総合支援法」における「地域生活支援事業」では、相談支援、移動支援、意思疎通支援、日常生活用具の給付、地域活動支援センター事業等が必須事業とされています。これに加えて本町では、任意事業として、訪問入浴サービス、日中一時支援事業、社会参加促進事業（点字・声の広報等発行事業、自動車運転免許取得・改造助成事業）を実施しています。これらの事業をより周知してサービスの利用を促進していくとともに、ニーズに合致した形で運営していく必要があります。

障がい者の生活を支援する上では、経済的な支援の充実も不可欠です。各種支援制度を周知し、適切な利用を支援する必要があります。また、各種サービスの利用には、事業者との契約や手続き等が必要となり、障がい者の権利擁護の必要性が高まっています。また、平成 24 年 4 月からは、地域生活支援事業の相談支援に「成年後見制度利用支援事業」が位置づけられ、必須事業となっています。地域生活支援事業の必須事業が大幅に変更されている点も含め周知して、障がい者の権利が最大限尊重される体制整備が必要です。

■施策の方向

①地域生活支援事業の充実

成年後見制度支援事業など新しく必須事業として加わった地域生活支援事業のサービスの内容や利用条件等について、広報紙等を通じて町民に広く周知し、利用の促進を図ります。また、任意事業については、障がい者のニーズに合った形で提供できるよう検討を行います。

②経済的支援策の充実

障がいのある人の日常生活を補完するサービスとして、各種事業を実施します。また、各種支援制度等について、広報紙等を用いて町民に広く周知し、制度の一層の充実を図ります。

③成年後見制度の周知等、権利擁護の推進

障がいのある人の権利擁護のための事業の周知・啓発活動を進めるとともに、権利擁護事業の充実と利用の促進を図ります。

4 障がいの予防と早期療育の充実

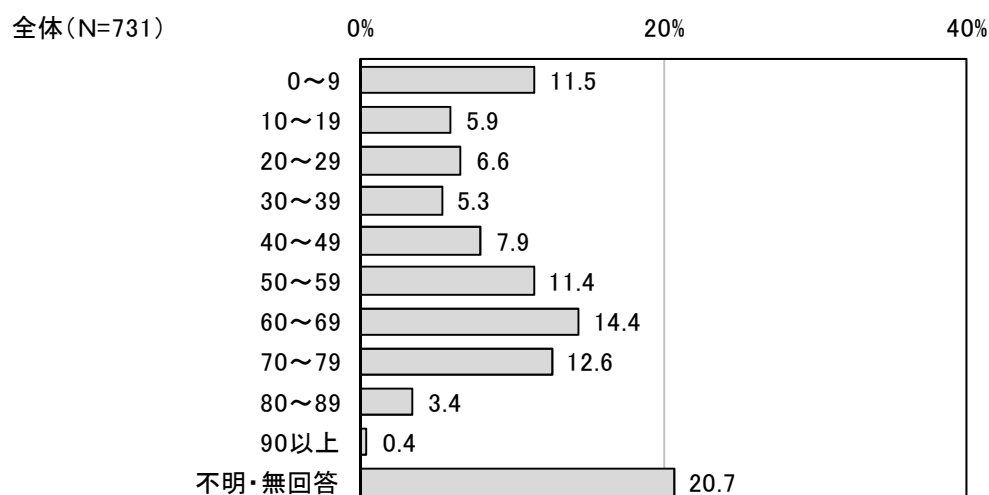
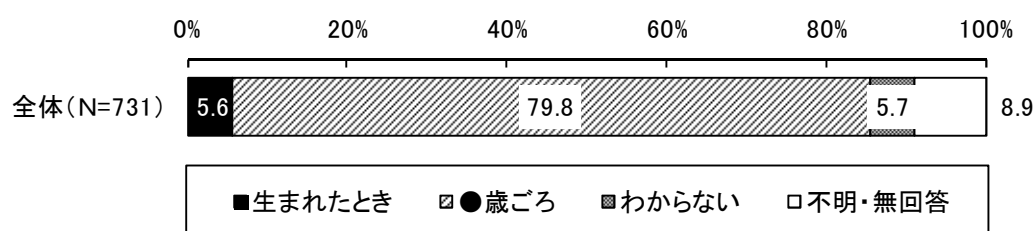
(1) 障がいの予防と健康の増進

■現状と課題

障がいには、生まれた時からの先天的なものと、後天的な原因によるものがあります。アンケート調査では、後天的な原因で発症した障がいが多く見られます。大まかな傾向としては、身体障がい者は40歳代以降の発症が多く、知的障がい者は早期の発症が多く見られます。また、精神障がい者は18歳～39歳での発症が多く見られます。後天的な原因で発症する障がいのうち、生活習慣病等に関するものは、病気そのものを予防することで障がいの発症も予防できます。

本町では、健康診査をはじめ、健康相談・栄養相談等を実施し、町民の健康づくりのための事業を行ってきました。また、乳幼児の健康の保持増進を図るため、3～4か月、10か月、1歳6か月、3歳児の健診を実施しています。今後も、これらの事業の充実及び受診率の向上を図り、健康づくりを通じた障がいの予防を充実する必要があります。

図 障がいを受けた時期・障がいがあると認定された時期



資料：「池田町障害者福祉に関するアンケート調査（平成26年度）」

■施策の方向

①健康意識の高揚

健康づくりに関する情報提供を充実し、町民の健康意識を高める取り組みを促進します。

②健康づくりの推進

障がい者一人ひとりの状態に応じた、適切な指導を行う事業の充実に努めるとともに、在宅障がい者の健康管理と健康の維持・増進を図るため、保健師等による訪問指導の充実・強化に努めます。

③生活習慣病予防対策の促進

生活習慣病等の予防による障がいの発生予防や軽減を図るため、健康診査の受診率の向上に努め、生活習慣改善に向けた指導の充実による健康づくりと疾病予防を促進します。

(2) 早期療育の充実

■現状と課題

障がい児を早期に発見し適切な療育を行うことにより、障がい児の成長や発達に著しい効果が見られます。障がい児の早期療育の実現には家庭の果たす役割が大きいため、親が早期に相談できるしくみを充実させていく必要があります。また、団体等とのつながりを持ち、同じ悩みを持つ親どうしが情報交換できるよう支援することも必要です。現在、本町において、ことばや心身に障がいがある就学前の幼児を対象とする「ことばの教室」を運営しています。ことばの教室については、利用者の増加に伴う指導体制の整備・強化や、就学後のフォローの充実などが要望されており、今後、検討が必要になっています。また、保育園における障がい児の受け入れ体制の充実、専門的な知識を有する人材の確保、相談体制の充実等が課題となっています。

■施策の方向

①障がい児の受け入れ体制の充実

保育園等における障がい児の受け入れ体制を強化するとともに、保育士に対する研修機会の充実等により、質の高い障がい児保育の受け入れ体制を整備します。

②相談体制の充実

庁内における窓口をはじめ、「ことばの教室」で実施されている相談等、関係機関と十分に連携し、気軽に相談できる窓口づくりを行います。

③障がい児への療育の推進

県との連携のもと、在宅障がい児の地域生活を支援するため、地域で療育指導、生活指導、相談等が受けられる体制の確立を目指します。また、専門的な職員が研修等を通じて、訪問療育、外来療育等の技術を習得する機会の確保に努めます。

④発達障がい児の支援

発達障がい支援の総合的な拠点である岐阜県発達障害者支援センターと連携するとともに、西濃圏域にある西濃圏域発達障がい支援センターや発達障がい者支援コンシェルジュと連携して、発達障がいに関する各般の問題について、発達障がい児やその家族、地域の支援機関等からの相談に応じる等、支援を行います。

5 安全・安心に向けた取り組みの推進

(1) 犯罪被害の抑止へ向けた取り組みの推進

■現状と課題

近年、マスメディアでも多く取り上げられているように、悪質商法や詐欺の被害が多くなっています。高齢者や知的障がい者が被害に遭うことも多いため、そのような被害を未然に防ぐために、被害状況の情報提供を積極的に行うとともに、権利を守る制度を周知し、利用を啓発していく必要があります。

現在、平成 19 年度に発足した安心見守り隊の活動を通じて、地域の安全を見守る活動を実施しています。今後、万が一被害にあった時には、早期に発見し救済できるように相談支援体制を強化していく必要があります。

■施策の方向

①防犯体制の強化へ向けた取り組みの推進

地域における防犯を住民自身が考えて、意識を高めることができるよう、安心見守り隊の活動支援を行うとともに、犯罪被害の情報提供や被害防止に向けた啓発活動を行います。

②消費者保護の推進

悪質商法等の被害防止について啓発を行うとともに、訪問を含めた相談活動を通じて、被害の早期発見と予防に努めます。また、親族のいない人については、総合相談窓口の周知を行うとともに、成年後見の申し立ての体制作りを行います。

(2) 防災対策の推進

■現状と課題

平成 18 年度に民生・児童委員協議会により、避難行動要支援者の状況がわかる「災害福祉マップ」を作成し、平成 23 年度に電子化したことにより、ノートパソコンで情報をどのような場所にも持ち運ぶことが可能になりました。災害時には保有情報を有効に活用し、避難行動要支援者を支援する必要があります。

また、平常時に実施している安心見守り隊活動の充実を軸に、災害時における支援を想定しながら活動するなど、災害時の支援体制について日頃から考える必要があります。

現在、総合防災訓練において、災害ボランティア組織「災害救援ネットワーク池田」による災害救援ボランティアセンターの立ち上げ訓練を実施しています。今後は、災害時における行政・社会福祉協議会・自主防災組織・ボランティア組織・住民の連携を強め、災害時における避難所で安定した生活ができるように、避難行動要支援者に配慮した避難所運営マニュアル作成を検討していくことも必要です。

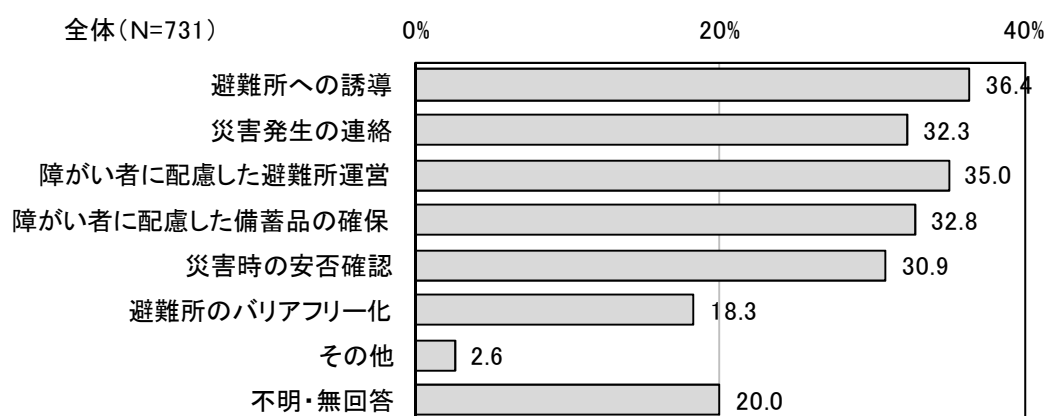
■施策の方向

①災害時における支援体制の構築

火災や震災等の自然災害が起きた場合、障がい者が自身の安全を確保するためには様々な困難が伴います。障がい者の安否確認や避難・救済が速やかに漏れなく行われるよう、関係機関との連携体制を強化するとともに、地域住民との協働関係を強化し、災害時における支援体制の構築に努めます。

また、アンケート調査結果によると、障がい者の避難所生活での不安も見受けられることから、災害時における障がい者専用の避難所設置について検討を行います。

図 災害時における支援体制の希望



②自主防災組織の体制強化への支援

障がい者の総合防災訓練への積極的な参加を促し、各種訓練内容の充実を図りながら、自主防災組織の強化を図ります。

③避難行動要支援者との密な関係性構築の推進

防災関係機関との連携を密にし、災害等の緊急時における情報収集及び情報提供体制の整備・強化を図ります。

第5章 障がい福祉サービス等の実施目標 (障がい福祉計画)

1 障がい福祉サービスの体系

本計画では、「障害者総合支援法」に基づく自立支援給付、児童福祉法に基づく障がい児通所給付及び地域生活支援事業の各サービスの実施目標を設定します。「障害者総合支援法」、児童福祉法に基づくサービス体系は下表のとおりです。

なお、「障害者総合支援法」、児童福祉法の改正に伴い、新たに制度化されたサービス等の実施目標設定等については、今後の政府の動向を踏まえながら必要に応じて検討・調整することとします。

■障がい福祉サービスの体系

自立支援給付			
介護給付	居宅介護（ホームヘルプ）	訓練等給付	自立訓練（機能訓練・生活訓練）
	重度訪問介護		就労移行支援
	同行援護		就労継続支援（A型・B型）
	行動援護		共同生活援助（グループホーム）
	重度障がい者等包括支援	自立支援医療	（旧）更生医療
	短期入所（ショートステイ）		（旧）育成医療
	療養介護		（旧）精神通院公費 （事業主体岐阜県）
	生活介護	補装具	
	施設入所支援		

地域生活支援事業	
相談支援	地域活動支援センター
意思疎通支援	訪問入浴サービス
移動支援	日中一時支援
成年後見制度	手話奉仕員養成研修
日常生活用具の給付または貸与	その他



都道府県事業		
専門性の高い相談支援	広域的な対応が必要な事業	人材育成 等

サービスの種別	実施内容
児童発達支援	通所による日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等のサービスを行います。
放課後等デイサービス	放課後等における活動の機会・場所の提供等を行い、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等のサービスを行います。
保育所等訪問支援	保育所等を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援を行います。
福祉型児童入所支援	入所による保護、日常生活の指導及び独立自活に必要な知識技能の付与を行います。
医療型児童入所支援	入所による保護、日常生活の指導及び独立自活に必要な知識技能の付与及び治療を行います。
障がい児相談支援	支給決定前のサービス等利用計画案及び支給決定後の計画の作成、一定の期間後にサービス等の利用状況の検証を行い計画の見直しを行います。

2 平成29年度の目標値

平成 29 年度を目標に、国の指針を踏まえ、次の成果目標の達成を目指します。

(1) 福祉施設から地域生活への移行促進

【国の指針】

- 平成 25 年度末時点の施設入所者の 12%以上を地域生活へ移行。
- 施設入所者数を平成 25 年度末時点から4%以上削減する。
- 平成 26 年度末において、第3期障害福祉計画で定めた平成 26 年度までの数値目標が達成されないと見込まれる場合は、未達成割合を平成 29 年度末における地域生活に移行する者及び施設入所者の削減割合の目標値に加えた割合以上を目標値とする。

第4期障がい福祉計画においては、グループホーム建設の推進をはじめ、地域で暮らすことが望ましい入所者については地域移行を支援していくことにより、平成 29 年度末までの地域生活移行者数を3人として、平成 25 年度の施設入所者数を1人削減する目標とします。

目標	平成25年度実績	平成29年度目標
施設入所者数	21人	20人
平成25年度末の施設入所者に占める地域移行者数		3人 14.3 (%)
施設入所者の削減見込		1人 4.8 (%)

(2) 地域生活支援拠点等の整備

【国の指針】

- 全体の 5 割以上の事業所が就労移行率 3 割以上を達成

「親なき後」を見据え、住み慣れた地域において日常生活又は社会生活を営むことができるよう平成 29 年度末までに、近隣市町村との連携のもと、圏域または郡内に1か所を整備することを目指します。

目標	平成25年度実績	平成29年度目標
地域生活支援拠点等の整備		1か所

(3) 福祉施設から一般就労への移行促進

【国の指針】

- 福祉施設から一般就労への移行者数を、平成 24 年度実績の2倍以上とする。
- 就労移行支援事業の利用者数を、平成 25 年度末の利用者から6割以上増加する。
- 就労移行支援事業所のうち、就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上とする。

平成 24 年度において福祉施設を退所し、一般就労した方は1人でした。働くことへの意欲を高め、希望する人が個々の状況に応じて就労できることを目指し、福祉施設などにおける支援内容の充実を促すとともに、ハローワーク、池田町雇用対策協議会など、障がい者に対する就労支援を行う機関との連携を強化して、福祉施設から一般企業への就労を促進します。これらの対策を行うことにより、平成 29 年度に一般企業・事業所などに就労する人の目標を2人と設定します。

目標	実績	平成29年度目標
福祉施設から一般就労への移行者数	1人 (平成24年度)	2人 (2.0倍)
就労移行支援事業の利用者数	2人 (平成25年度末)	4人 (2.0倍)
就労移行率の高い就労移行支援事業所の増加	—	国指針の通り

3 障がい福祉サービスの実施目標

(1) 訪問系サービス

訪問系サービスの平成 27 年度～29 年度の計画値（見込量）は、以下のとおりです。

■訪問系サービスの概要

区分		主な事業内容等
訪問系サービス	居宅介護	自宅で食事・入浴・排泄等の介護を行います。
	重度訪問介護	重度の肢体不自由者・知的障がい者に対して自宅で食事・入浴・排泄の介護や外出時の移動中の介護を行います。
	同行援護	視覚障がい者が自立した日常生活又は社会生活を営むための外出支援を行います。
	行動援護	危険を避けるために必要な援護や外出支援を行います。
	重度障がい者等包括支援	居宅介護等複数のサービスを包括的に提供します。

■訪問系サービスの見込量

区分	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
居宅介護	人/月	14.0	15.0	18.0
	時間/月	210.0	225.0	270.0
重度訪問介護	人/月	1.0	1.0	1.0
	時間/月	15.0	15.0	15.0
同行援護	人/月	1.0	1.0	2.0
	時間/月	24.0	24.0	50.0
行動援護	人/月	11.0	12.0	12.0
	時間/月	55.0	60.0	60.0
重度障がい者等包括支援	人/月	1.0	1.0	1.0
	時間/月	48.0	48.0	48.0
訪問系サービス・計	人/月	28.0	30.0	34.0
	時間/月	352.0	372.0	443.0

(2) 日中活動系サービス

日中活動系サービスの平成27年度～29年度の計画値（見込量）は、以下のとおりです。

■日中活動系サービスの概要

区分		主な事業内容等
日中活動系サービス	生活介護	日中に食事・入浴・排泄等の介護を行い、創作的活動や生産活動の機会を提供します。
	自立訓練（機能訓練）	身体機能向上のために必要な訓練を一定期間行います。
	自立訓練（生活訓練）	生活能力向上のために必要な訓練を一定期間行います。
	就労移行支援	就労に必要な知識・能力の向上のために必要な訓練を一定期間行います。
	就労継続支援（A型）	雇用契約を結んだ上で働く場を提供し、知識・能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就労継続支援（B型）	働く場を提供し、知識・能力の向上のために必要な訓練を行います。
	療養介護	日中に医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護、日常生活の世話をを行います。
	短期入所（ショートステイ）	短期間・夜間も含め、施設で食事・入浴・排泄等の介護を行います。

■日中活動系サービスの見込量

区分	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
生活介護	人/月	60.0	63.0	65.0
	人日/月	1020.0	1071.0	1105.0
自立訓練（機能訓練）	人/月	0	0	0
	人日/月	0	0	0
自立訓練（生活訓練）	人/月	3.0	3.0	3.0
	人日/月	24.0	24.0	24.0
就労移行支援	人/月	3.0	5.0	8.0
	人日/月	90.0	150.0	240.0
就労継続支援（A型）	人/月	10.0	12.0	15.0
	人日/月	200.0	240.0	300.0
就労継続支援（B型）	人/月	24.0	24.0	23.0
	人日/月	360.0	360.0	345.0
療養介護	人/月	1.0	1.0	1.0
短期入所（医療型）	人/月	5.0	6.0	6.0
	人日/月	40.0	48.0	48.0
短期入所（福祉型）	人/月	3.0	4.0	4.0
	人日/月	24.0	32.0	32.0

(3) 居住系サービス

居住系サービスの平成 27 年度～29 年度の計画値（見込量）は、以下のとおりです。

■居住系サービスの概要

区分		主な事業内容等
居住系サービス	共同生活援助	夜間や休日、共同生活を行う住居で、食事・入浴・排泄等の介護および相談や日常生活の援助を行います。
	施設入所支援	施設に入所する人に夜間や休日、食事・入浴・排泄等の介護を行います。

■居住系サービスの見込量

区分	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
共同生活援助	人/月	3.0	5.0	6.0
施設入所支援	人/月	21.0	21.0	20.0

(4) 相談支援

障がい福祉サービスを利用するには、平成 27 年度からサービス等利用計画作成が必要となるため、計画相談支援事業者に量的拡大を促すとともに、困難事例に十分な対応ができるよう西濃圏域での相談支援体制の連携と強化を図ります。

また、介護保険のケアプランを作成する居宅介護支援事業所にて、サービス等利用計画が作成できるよう介護保険サービス事業者の計画相談支援事業への新規参入を促します。

今後、岐阜県相談支援従事者初任者研修などの情報提供を行い、相談支援専門員の育成と確保に努めます。

地域移行支援、地域定着支援に関しては、医療機関、障がい者支援施設や、相談支援事業所などと連携し、地域移行を推進するための必要な支援を確保していきます。

■相談支援の概要

区分		主な事業内容等
相談支援	計画相談支援	障がいのある人のためのサービス利用計画を作成し、一定期間ごとに見直しを行います。
	地域移行支援	住居の確保や地域生活への移行に関する相談や援助を行います。
	地域定着支援	常時の連絡体制を確保し、相談や緊急時の対応等を行います。

■相談支援の見込量

区分	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
計画相談支援	人/月	200.0	210.0	215.0
地域移行支援	人/月	1.0	1.0	1.0
地域定着支援	人/月	1.0	1.0	2.0

4 地域生活支援事業の実施目標

障がいのある人の地域での生活を支援するため、本町では以下の事業を実施します。

(1) 必須事業

①理解促進研修・啓発

小中学生対象事業としては、町内の小中学校を障がい者理解教育推進校として指定し、障がい者理解教育の充実及び人権意識の向上を図り、誰もが相互に人格と個性を尊重し合う「共生社会」が実現できるよう活動を支援します。

一般町民対象事業としては、広く町民に対して障がい者等の理解を深めるため研修・啓発を行います。

【サービス内容】

区分	実施内容
理解促進研修・啓発事業	市町村が実施する地域社会の住民に対して障がい者等に対する理解を深めるための研修・啓発事業を行います。

■理解促進研修・啓発事業の見込み量

区分	単位	見込み		
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	検討	実施準備	実施

②自発的活動支援

在宅の障がい者及びその家族等が加入する団体が行う、障がい者などの社会復帰及び社会参加に関するボランティア活動などに対して支援を行います。

【サービス内容】

区分	実施内容
自発的活動支援事業	障がい者等やその家族、地域住民等が自発的に行う活動に対する支援を行います。

■自発的活動支援事業の見込み量

区分	単位	見込み		
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
自発的活動支援事業	実施の有無	検討	実施準備	実施

③相談支援事業

障がいのある人の保護者や介護者等からの生活全般にわたる相談等に、専門スタッフを配置した総合相談窓口にて対応します。

区分	実施内容
障がい者相談支援事業	障がいのある人や障がいのある人の支援を行う人などからの相談に応じ、必要な情報の提供などや、権利擁護のために必要な援助を行うことにより、障がいのある人が自立した日常生活または社会生活を営むことができるようにすることを目的としています。
市町村相談支援機能強化事業	相談支援事業の機能を強化するために、一般的な相談支援事業に加え、特に必要と認められる能力を有する専門的職員を配置します。
住宅入居等支援事業	賃貸契約による一般住宅への入居を希望しているが、保証人がいないなどの理由により入居が困難な障がい者に対し、入居に必要な調整などに関わる支援を行います。また、家主などへの相談・助言を通じて障がい者の地域生活を支援します。

■相談支援事業の見込量

区分		単位	見込み		
			平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
相談 支 援 事 業	障がい者相談支援事業	箇所	5	5	5
	基幹相談支援センター	設置の有無	検討	実施準備	実施
市町村相談支援機能強化事業		実施 状況	検討	実施準備	実施
住宅入居等支援事業		実施 状況	検討	実施準備	実施

④成年後見制度利用支援

判断能力の不十分な人が不利益を受けないよう成年後見制度の周知や利用を進め、関係機関と連携を図り支援します。

【サービス内容】

区分	実施内容
成年後見制度利用支援事業	障がい福祉サービスの利用の観点から成年後見制度を利用することが有用であると認められる障がい者で成年後見制度の利用に要する費用について助成します。

■成年後見制度利用支援事業の見込み量

区分	単位	見込み		
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
成年後見制度利用支援事業	人	1	2	2

⑤成年後見制度法人後見支援

関係機関や成年後見制度の業務を適正に行うことができる法人との連携を図ります。本町においては利用実績がないため、今後、周知PRの実施を検討します。

【サービス内容】

区分	実施内容
成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援します。

■成年後見制度法人後見支援事業の見込み量

区分	単位	見込み		
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
成年後見制度法人後見支援事業	有無	検討	実施準備	実施

⑥意思疎通支援事業

聴覚、言語機能、音声機能その他の障がいのため意思疎通を図ることに支障がある障がい者等に対して、公共機関の相談手続き、医療機関等の治療相談、教育行事等の社会参加を促すための仲介をする手話通訳者派遣等の事業を実施します。

■意思疎通支援事業の見込量

区分	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
手話通訳者設置事業	設置者数/月	検討	実施準備	実施
手話通訳者・ 要約筆記者派遣事業	利用者数/年	2	2	2

⑦日常生活用具給付等事業

障がい者の日常生活上の便宜を図るため、下記の生活用具を給付または貸与する日常生活用具給付等事業を実施します。

区分	実施内容
介護・訓練支援用具	特殊寝台や特殊マットなどの障がい者（児）の身体介護を支援する用具や、障がい児が訓練に使用するいすなどであって、利用者及び介助者が容易に使用できる、実用性のあるもの
自立生活支援用具	入浴補助用具や聴覚障がい者用屋内信号装置などの、障がい者（児）の入浴、食事、移動などの自立生活を支援する用具であって、利用者が容易に使用できる、実用性のあるもの
在宅療養等支援用具	電気式たん吸引器や盲人用体温計などの、障がい者（児）の在宅療養等を支援する用具であって、利用者が容易に使用できる、実用性のあるもの
情報・意思疎通支援用具	点字器や人口喉頭などの、障がい者（児）の情報収集、情報伝達や意思疎通等を支援する用具であって、利用者が容易に使用できる、実用性のあるもの
排泄管理支援用具	ストマ用装具などの、障がい者（児）の排泄管理を支援する衛生用品であって、利用者が容易に使用できる、実用性のあるもの
居宅生活動作補助用具	居宅生活動作等を円滑にする用具であって、設置に小規模の住宅改修を伴うもの

■日常生活用具給付等事業の見込量

区分	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
介護・訓練支援用具	件/年	3.0	5.0	5.0
自立生活支援用具	件/年	8.0	8.0	10.0
在宅療養等支援用具	件/年	7.0	7.0	8.0
情報・意思疎通支援用具	件/年	5.0	5.0	5.0
排泄管理支援用具	件/年	120.0	120.0	120.0
居宅生活動作補助用具	件/年	5.0	5.0	5.0
計	件/年	148.0	150.0	153.0

⑧手話奉仕員養成研修

中学生以上の池田町在住か在勤、在学している者に、厚生労働省が定める「手話奉仕員養成カリキュラム」に基づき実施します。現状、研修修了者が即、通訳者にはなれないため、今後、通訳者育成に努めます。

【サービス内容】

区分	実施内容
手話奉仕員養成研修事業	聴覚障がい者などとの交流活動の促進、広報活動などの支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成・研修します。

■手話奉仕員養成研修事業の見込み量

区分	単位	見込み		
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
手話奉仕員養成研修	修了者数	10	15	20

⑨移動支援事業

屋外での移動が困難な障がい者等について、地域における自立生活及び社会参加を促すために、外出のための支援を行います。

■移動支援事業の見込量

区分	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
移動支援事業	人/年※1	210.0	215.0	225.0
	時間/年※2	2,200.0	2,250.0	2,360.0

※1 延べ利用者数 ※2 延べ利用時間

⑩地域活動支援センター事業

西濃地域 2 市 9 町において、本町が指定する地域活動支援センターにおいて、創作活動や社会交流の場を提供し、障がい者等の地域生活支援を図ります。

■地域活動支援センター事業の見込量

区分	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
地域活動支援センター	人/月	5	5	5
	か所	2	2	2

(2) 任意事業

①日常生活支援事業

【サービス内容】

区分	実施内容
訪問入浴サービス	自宅において家族だけでは入浴が困難な身体障がい者を対象に、移動入浴車による訪問入浴を行います。
日中一時支援事業	家族の就労支援や家族の一時的な休息を目的に、障がい者などの日中における活動の場を提供します。
タイムケア事業	小学校・中学校に在籍している障がい児に対し、下校後に活動する場を確保するとともに、障がい児を持つ家族の就労支援と一時的休息を目的として、空き教室等で障がい児を預かるサービスを実施します。

訪問入浴サービス

身体障がいのある人の生活を支援するため、訪問により居宅において入浴サービスを提供し、身体障がい者の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図ります。

■訪問入浴サービスの見込量

区分	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
訪問入浴サービス	人/月	1	1	2
	回/月	4	5	10

日中一時支援事業

障がい者等の日中における活動の場を提供するとともに、家族の就労支援及び日常的に介護している家族の一時的な休息を目的として、日中一時支援事業を実施します。

■日中一時支援事業の見込量

区分	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
日中一時支援事業	人/月	5.0	6.0	8.0
	回/月	21.0	25.0	33.0
タイムケア事業	人/月	18.0	20.0	23.0
	回/月	99.0	110.0	127.0

②その他事業

本町独自で、障がい者（児）の社会参加を支援するため、自動車運転免許取得・改造助成事業、点字・声の広報等発行事業を実施します。

■社会参加促進事業

サービスの種別	実施内容
自動車運転免許取得・改造助成	自動車運転免許の取得及び自動車の改造に要する費用の一部を助成します。
点字・声の広報等発行	文字による情報入手が困難な障がい者のために、池田町の広報紙、社会福祉協議会だよりを点字・音声訳して配布します。

■自動車改造助成事業の見込量

区分	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
自動車運転免許取得・改造助成事業	人/年	2	3	3

■点字・声の広報発行事業の見込み量

区分	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
点字・声の広報発行事業	回/年	12	12	12

5 児童福祉法に基づくサービス

児童福祉法に基づくサービスの利用見込みは以下の通りです。

■障がい児支援

区分	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
児童発達支援	人分	78	80	85
放課後等デイサービス	人分	5	5	6
保育所等訪問支援	人分	2	2	2
医療型児童発達支援	人分	2	2	2
福祉型児童入所支援	人分	0	0	0
医療型児童入所支援	人分	2	2	2
障がい児相談支援	人分	89	91	97

第6章 計画の推進体制

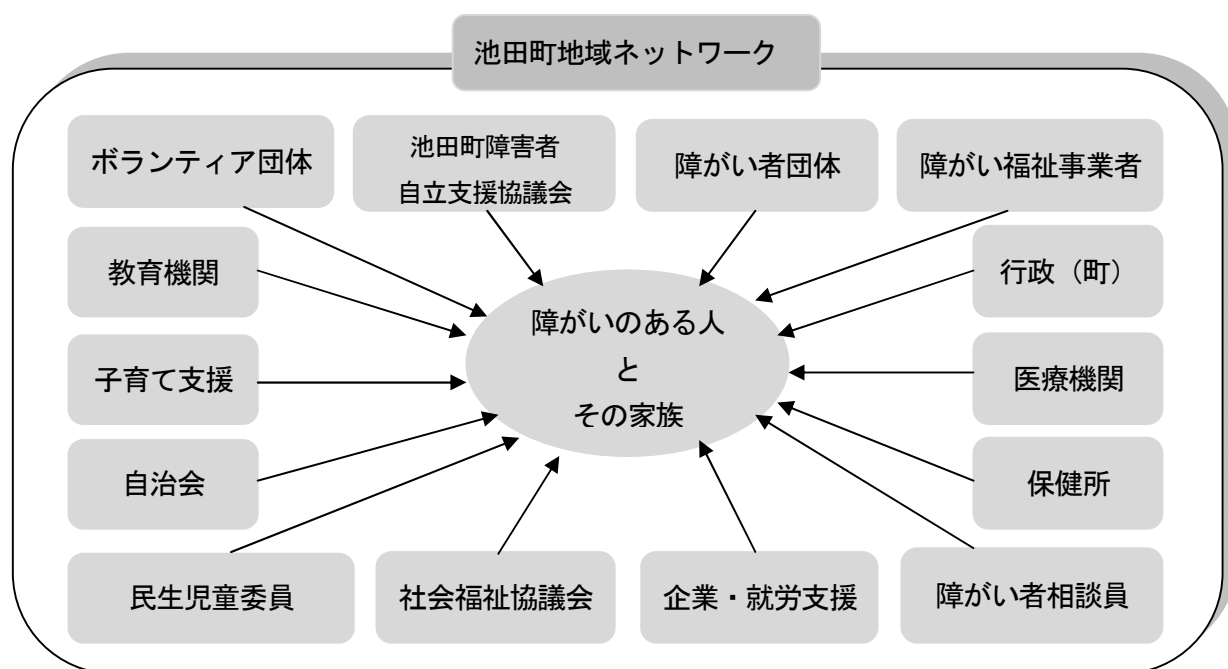
1 連携体制の強化

障がい福祉に関する事業は、保健・医療・福祉に加え、教育・就労・経済・生涯学習・生活環境などの多岐にわたります。そのため、庁内においては、健康福祉課が中心となり、保険年金課をはじめ関係各課との連携を強化していくとともに、それぞれの役割を明確にしていく必要があります。

このような、関係各課との庁内体制だけでなく、社会福祉協議会、相談支援事業者をはじめ関係機関や関係団体等との連携を強化することで、計画の着実な推進に努めます。

2 地域ネットワークの強化

障がい者施策を柔軟かつ発展的に推進していくため、社会福祉協議会や保健所等との連携や、民間の事業者、障がい者団体、ボランティア団体等と幅広く連携し、障がい者を支える地域ネットワークを強化します。また様々な立場からの参画を得て開催される池田町障害者自立支援協議会を活用し、町の障がい福祉に関する支援体制の確立や、町内の資源の開発・改善に向け、協働でとりくみます。



3 県及び周辺自治体との連携

障がい福祉サービスの提供及び就労支援にあたっては、町内だけでなく、県及び周辺自治体を含めた広域的な調整とネットワーク化が必要です。県及び西濃圏域をはじめとした近隣市町との連携のもと、一体となって計画を推進します。

4 行政職員の資質向上

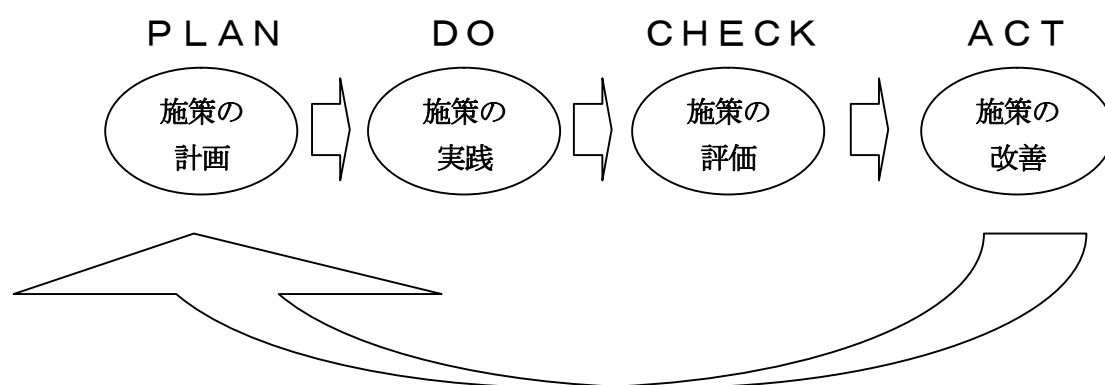
複雑・多様化しつつある施策や福祉ニーズに対し、柔軟に対応できる庁内体制を整備するため、各種研修への積極的参加、ボランティア体験の実施などを通じ、行政職員の障がいのある人への理解と人権意識・福祉意識の向上に努めます。

5 財源の確保

計画を着実に実施し、障がいのある人の福祉施策を推進するため、確保できる財源を積極的に活用します。また必要な財源を確保するために、本町においては、効果的、効率的なサービス提供に努めるとともに、国や県に対し各種財政的措置を講じるよう要請します。あわせて、適正な利用者負担の設定などを検討します。

6 計画の評価・点検（PDCAサイクルの確立）

計画（Plan）の推進には、計画の進捗状況（Do）や事業等の効果を評価・点検（Check）していく仕組みが必要です。庁内の関係各課が連携し、サービスの利用量や地域移行及び一般就労等の状況を定期的に評価・点検します。また、評価結果を踏まえて、必要となる対策を講じる（Act）ことで、より充実した障がい者福祉施策の推進に努めます。



■「池田町障害者自立支援協議会」の役割■

「障害者自立支援法」では、相談支援事業をはじめとする地域の障がい福祉に関するシステムづくりに関し中核的な役割を果たす協議会の場として「地域自立支援協議会」が位置づけられていました。

平成 25 年の「障害者自立支援法」廃止にともなう「障害者総合支援法」施行においても、引き続き、「地域自立支援協議会」が相談支援事業をはじめとする地域の障がい福祉に関するシステムづくりに関し中核的な役割を果たす協議会の場として位置づけられています。

本町においては、平成 23 年 12 月に池田町障害者自立支援協議会を設置しており、今後も中立・公平な相談支援事業の実施、地域における障がいのある人を支えるネットワークの構築や町内の資源の開発・改善に向けた地域関係機関の連携のあり方、地域における様々な支援施策等について検討を行います。

【構成メンバー】

相談支援事業者、障がい福祉サービス事業者、保健福祉関係者、民生児童委員、障がい者団体、自治会、必要に応じ、関係者に出席を求めるなど柔軟に対応します。

【主な機能】

- (1) 相談支援体制の構築及び適切な運営評価等を実施
- (2) 地域の社会資源を活用したネットワークの構築及び強化に向けた協議
- (3) 困難事例への対応のあり方に関する協議及び調整
(当該事例の支援関係者等による個別ケア会議を必要に応じて随時開催します)
- (4) 障がい者計画及び障がい福祉計画の策定、点検、評価及び対策

資料編

【策定委員会委員名簿】等挿入予定